



Setting The
Standard for
Seafood



ASC養殖場および飼料の 認証・認定要件 (CAR)

V1.0 - 2025年5月1

Contact Information:

Aquaculture Stewardship Council, Maliebaan 50-B,
3581 CS Utrecht, The Netherlands

バージョン管理、使用可能言語、著作権表示

水産養殖管理協議会（ASC）は、この文書の所有者である。

登録番号 34389683

本文書の内容に関するご意見・ご質問は、standards@asc-aqua.orgまでご連絡ください。

文書 ID : ASC-CAR-001-JP

バージョン管理

文書のバージョン履歴：

バージョン	発行日：	発効日：	修正/変更
V1.0	2025年5月1日	2025年8月1日	新規の文書

ASC のウェブサイトに掲載されている最新版を使用することは、この文書の使用者の責任である。

見直しと改訂

ASC は、この文書の正確性および関連性について、少なくとも 3 年ごとに見直すものとし、また、必要に応じて、ASC 養殖場基準文書および ASC 飼料基準文書に対して行われたいかなる改訂とも、この文書を整合させるものとする。

見直しで改訂が必要と判断された場合、ASC は本文書を適切に改訂し、発行日、施行日、および次回の見直し日を記載した新しいバージョンを ASC のウェブサイトに公開する。

見直しの結果、改訂の必要性がないと判断された場合、ASC は本文書を再確認し、決定とその根拠を公表し、次回の見直しの期日を定める。

使用可能言語

ASC 養殖場および飼料 CAR 文書は以下の言語で提供されている：

バージョン：	使用可能言語
--------	--------

V1.0	英語（公用語）
	日本語
	韓国語
	スペイン語
	トルコ語
	ベトナム語

利用可能な翻訳と英語版との間に矛盾および/または不一致がある場合は、オンラインの英語版（PDF 形式）が優先される。

著作権について



この文書は [クリエイティブ・コモンズ表示-改変禁止 3.0 非移植](https://creativecommons.org/licenses/by-nc/3.0/) にてライセンスされる。

本ライセンスの範囲を超える許可は、standards@asc-aqua.org にリクエストすること。

目次

バージョン管理、使用可能言語、著作権表示.....	2
ASC について.....	6
ASC 認証.....	8
文書の構造と語彙.....	11
補足文書.....	12
用語と定義.....	12
パート A – 一般要件.....	13
1. 一般要件.....	14
2. 構造要件.....	16
3. 審査機関の管理システム要件.....	17
4. 認証の停止および取下の条件.....	18
パート B – 運用上の認証要件.....	19
表 1：ASC 養殖場および ASC 飼料 ASC 認証の単一サイトおよび複数サイト認証タイプの要件.....	20
表 2：ASC 養殖場基準認証におけるグループ認証タイプの要件.....	21
1. 応募方法.....	23
2. 認証契約.....	27
3. 審査の準備と計画.....	27
4. 審査方法.....	36
5. 審査報告書と技術審査.....	45
6. 認証の決定.....	47
7. 認証の内容、認証の範囲からの除外、および有効期間の延長.....	49
8. 利害関係者の参加プロセス.....	50
9. 遠隔審査.....	52

10.	抜き打ち審査	54
11.	認証の移譲手順	56
12.	審査終了	59
13.	認証の取消、停止、および取下	59
14.	認証範囲の変更	63
15.	認証に影響する変更	66
16.	ASC ラベルの使用	66
	別紙 1 - 略語	67
	別紙 2 - 不適合	68
	表 2.1 : 不適合の定義	68
	表 2.2 : グループ不適合の定義	70
	表 2.3 : 不適合の是正期限と審査機関の措置	71
	別紙 3 - 認証プロセス	72
	表 3.1 : 初回、サーベイランス、再認証審査における認証の決定期限と重度な不適合の延長	72
	表 3.2 : 初回審査、サーベイランス審査、再認証審査の報告期限の要約	73
	別紙 4 - 能力要件	74
	表 4.1 : 環境、技術、社会、マネジメントシステム審査員の能力要件	74
	表 4.2 : 主任審査員の能力要件	79
	表 4.3 : 技術審査員の能力要件	80
	表 4.4 : 審査機関制度マネージャーの能力要件	83
	別紙 5 - 認証契約	84

ASC について

水産物の力

栄養価の高いタンパク供給元であり、世界の食糧安全保障の重要な構成要素である水産物には、33億人が動物性タンパク質の消費量の少なくとも20%を依存しており、4億人から6億人が直接的・間接的に水産業に関わっている¹。

2050年には人口が100億人に達すると推定され、天然業は限界に達しているため、養殖水産物は消費される水産物の60%近くを占め、その数と重要性は増加の一途をたどっている¹。業界の悪影響を抑えるために、早急に注意を払わなければならない。

責任ある水産養殖では、天然資源への圧力を緩和し、貴重な生態系を保護し、経済的機会を促進し、食糧安全保障の課題に取り組み、水産物と人々と地球を大切にする。循環型経済における重要なリンクであり、複数の副産物の流れを、必要とされる高品質のタンパク質へとアップサイクルする。



目指す未来

養殖水産物が、環境への悪影響を最小限に抑えつつ、人類の食糧と社会的利益を供給する上で、養殖業が主要な役割を果たす



ミッション

養殖水産物を環境的持続可能性と社会的責任に向けて変革し、市場メカニズム、改善インセンティブを利用してチェーン全体で価値を創造し、養殖場から食卓まで付加価値を提供する

¹国連水産パネル (COFI36) : 食糧不安、栄養不良、貧困の解決策としての水産養殖

養殖水産物の変革

ASC は、水産養殖業界の変革を加速させるために、次のような取り組みを行っている：

変革の推進 - 変わるべきものについての認識を高め、人と地球、および魚と養殖場への好影響を加速するために必要な変革の道筋を作るために協力する。

変化を起こす - 責任ある養殖場の水産物のための世界有数の独立認証および改善についての制度を開発し、実施する。

サプライチェーンパートナーは、最も強固な基準と、サプライチェーン全体のトレーサビリティと透明性を確保する最高の保証のために、ASC 認証を選択する。ASC ラベル付き水産物を選ぶことで、100 カ国以上の消費者が持続可能な未来に貢献している。

ASC 認証制度



ASC 認証

ISEAL コミュニティ会員

ISEAL は、野心的で協力的かつ透明性の高い持続可能性システムのための世界的な会員組織であり、最も差し迫っている持続可能性の問題に取り組み、市場が善の力となる世界を創造するための集団的努力を推進している。

ASC 認証制度は ISEAL コードに準拠している。[ISEAL コードとは](#)、効果的で信頼できるサステナビリティシステムのベストプラクティスを定義した、世界的に認められたフレームワークである。

認証制度

ASC 認証制度は、独立した第三者認証制度であり、以下の独立した主体によって構成されている：

スキームオーナー： ASC（水産養殖管理協議会）

ASC はスキームオーナーとして、基準、関連する保証文書、およびその基礎となる手順、ならびに認証制度の実施をサポートする文書やリソースを設定し、維持する。

全文書の概要と最新版は [ASC 管理文書マスターリスト](#) で確認できる。

審査機関（適合性評価機関）： このスキームの適合性要件を審査して、認証サービスを提供する。

認証単位（UoC） を担当する法人は、審査員を雇用する審査機関（CAB）と契約し、ASC 基準に対する UoC の独立した適合性評価（以下「審査」という。）にて適合性を有するかが審査される。

審査機関の管理要件と審査員の能力要件は、CAR 文書で説明されており、認定によって保証される。

インテグリティサービスプロバイダーおよび認定機関：

インテグリティサービスプロバイダーは、制度のインテグリティを監督するために ASC によって任命される。

現在、インテグリティサービスと認定は Assurance Services International (ASI) によって提供されているが、ASC は製品認証のために国際認定フォーラム（IAF）の多国間認識協定（MLA）の署名者である審査機関に認定を移行する過程にある。一方、インテグリティサービスは ASI に残る。

ASI の審査結果や現在認定されている審査機関の概要は、ASI のウェブサイトで見ることができる。²

審査のプロセス

ASC 審査は厳格なプロセス要件に従っている。これらの要件は CAR に詳述されている。ASC の認定を受けた審査機関のみが、ASC の基準に照らして UoC を審査・認証することができる。

スキームオーナーである ASC は、UoC の審査や認証の決定には関与しない。

ASC の透明性への取り組みの一環として、すべての調査結果、監査レポート、証明書は [ASC の Web サイト](#) で公開されている。これには、否定的な認証の決定をもたらす審査所見が含まれる。

認証

ASC 認証はすべて、ASC のウェブサイトを確認することができる。発行された証明書は、審査機関の所有物である。

各証明書には、範囲（例：ASC 養殖場基準または ASC 飼料基準）および認証された UoC（認証単位）のサブスコープ（例：養殖場基準の場合、動物群と魚種名。飼料基準の場合、生産モデルタイプ）が指定されている。以下にいくつかの例を挙げる：

- ASC 養殖場基準、サブスコープ：魚、アトランティックサーモン (*Salmo salar*)
- ASC 養殖場基準、サブスコープ：甲殻類、バナメイエビ (*Litopenaeus vannamei*)
- ASC 養殖場基準、サブスコープ：軟体動物、太平洋カキ (*Crassostrea gigas*)
- ASC 飼料基準、サブスコープ：分離生産モデル
- ASC 飼料基準、サブスコープ：マスバランス生産モデル

ASC CoC 認証

ASC 認証の製品が養殖場 UoC の所有を離れた後、サプライチェーン内で ASC 認証の製品を所有する各企業は、有効な ASC Chain of Custody 認証を保持する必要がある。これにより、消費者や水産物バイヤーは、ASC ラベル付き製品が認証養殖場で生産されたものであることを保証される。ASC は、海洋管理協議会 (MSC) の CoC (Chain of Custody) 基準に加え、ASC が所有する CoC モジュールを使用し、ASC 認証の水産物の原産地を確認している。このプロセスは、ASC 認証と MSC 認証の両方の水産物を扱う企業にとって、複合的な審査が可能になるというメリットがある。CoC 認証は、加工や包装など、養殖場での生産以外の活動も対象としている。詳細については、[Chain of Custody Standard – ASC International](#) を参照するか、info@asc-aqua.org にお問い合わせください。

²<http://www.asi-assurance.org/s/>

ASC のラベルと主張

ASC 認証の事業者は、署名された ASC ライセンス契約により承認された場合のみ、ASC のラベル、主張、および商標を使用するものとする。

無断でのラベル表示または商標の使用は禁止されており、商標の侵害として扱われる。詳細については、[ASC のロゴユーザーガイド](#)を参照するか、licensing@asc-aqua.org にお問い合わせください。

ASC 保証体制

上記で説明した独立したアクターとプロセスは、ASC の透明なプロセスと利害関係者の参加によって支えられ、最も強固で信頼性の高い保証システムを提供するために相互に関連している。審査機関は、ASC 基準に対する適合性を確認するために厳格な審査を行う。ASI は、審査機関が要件に従い、誠実に認証を付与したことを確認するために審査を行う。審査機関と ASI の両方がこれらの活動を予告なしに実施することがあり、すべての評価結果は、認証プロセスに追加情報を提供する可能性のある利害関係者に公開されている。

ASC には、認証要件を開発するための専任で豊富な経験を持つ保証チームを有している。ASC は保証パートナーと密接に協力し、サプライチェーン全体の適合性を監視している。

ASC は、適合性の追加検証をサポートするために、カスタマイズされたツールを設計することで、さらなる信頼性の層を加える。これらのツールは、異なる段階で ASC 製品の適合性を評価している：抗生物質の残留物と起源（TestASC）、生産サイクルの検証とリモートセンシング（MapASC）、およびサプライチェーンにおける製品の完全な追跡（TraceASC）。

グループ認証

ASC 認証は、すべてのサイトでの適合性を保証する集中管理システムが整っている場合に、複数のサイトを認証するためのより効率的なオプションを提供する。管理システム要件は、養殖場の ASC グループについての要件の文書に記載されている。

この種の認証の主な利点の一つは、審査のためにサイトのサンプルが選ばれることであり、これにより各サイトを個別に審査して認証する場合と比べて審査時間が短縮されることである。審査機関は管理システムの堅牢性を審査し、リスクに基づいてサンプルサイズを増減することができる。

文書の構造と語彙

文書の構造

ASC 認証および認定要件（以下「CAR」）は以下のような構成になっている：

- パート A - 一般要件は、審査機関が自らの手続きやマネジメントシステムに実装するために定義された要件である。
- パート B - 操作要件は、ASC の要求事項に基づいて依頼者とその UoC を審査する際に審査機関が従うべき定義された要件である。

語彙の使用

本文書では、以下の分野における明確性を確保するために、意図的な表現が用いられている：

助動詞

- 「Shall」は義務を示す
- 「Should」は「～すべき」という推奨を表す
- 「May」は許可された行動を示す言葉である
- 「Can」は可能な行動の選択肢を示す

適切と十分の違い

- 「適切」とは、特定のニーズに対してふさわしい、または適切なものを指す。
- 「十分」とは、ニーズを満たすのに十分なものを指す。

リストにおける「And（…と）」と「Or（…または）」の比較

- 「And（と）」は包括性（すべての項目が必要）を意味する。
- 「Or（または）」は排他性を意味する（どちらか一方の項目だけが必要）。

補足文書

補足文書は [ASC 管理文書マスターリスト](#)を通じて入手できる：

- ASC 養殖場基準と関連解釈マニュアル
- ASC 飼料基準および関連解釈マニュアル
- ASC 制度開発・改訂手順
- 解釈手順に関する ASC の質問
- ASC の例外的許可リクエスト手続き

用語と定義

すべての定義は、[ASC 語彙ポータルに掲載されている](#)。用語の最初の例は**太字**で強調表示される。

この文書で「依頼者」という用語が使用されている場合、特に指定がない限り、「申請者」と「依頼者」の両方に適用される。

パート A 一般要件

目的

パート A は、ASC 認証制度に関連する認証活動を実施する際に、適合性の審査機関（Conformity Assessment Body : CAB）が従うべき要求事項を規定する。

規定文書

以下の文書は、ASC 養殖場・飼料認証および認定要件（CAR）の必須項目である。日付やバージョン番号のない文献については、参照された文書の最新版が適用される。

- ISO/IEC 17065 適合性審査 - 製品、プロセスおよびサービスを認証する機関に対する要求事項
- ISO 19011 管理システム審査ガイドライン
- ISO 9001 遠隔審査の審査実施グループガイダンス

1. 一般要件

認定要件

- 1.1 審査機関は、認定申請が ASC の認定機関により承認されるまでは、ASC 基準に関連する認証サービスを提供してはならない。
- 1.2 審査機関は、認定申請中に単一サイト認証の申請者と**最大 5 人**の申請者のみを受け入れる。
- 1.3 審査機関は、審査機関の認定を受けるまで、認定範囲内で ASC 認証を授与してはならない。
- 1.4 審査機関は、他の認定された審査機関が発行した有効な証明書を有する依頼者が、適用される ASC 基準に適合性があることを認めなければならない。

ASC の要求事項への適合性

- 1.5 審査機関は、リストされた ISO 文書と矛盾³または相違がある場合、この文書に準拠しなければならない。
- 1.6 審査機関は、別紙 3 の表 3.2 に従ったすべての報告期限を遵守しなければならない。

法的要件の遵守

- 1.7 審査機関は、業務を行う国において適用されるすべての法的要件を遵守しなければならない。

審査機関キャリアレーションワークショップ

- 1.8 関連する審査機関担当者は、ASC が主催するワークショップや校正セッションに参加すること。
- 1.9 関連する審査機関担当者は、ASC の年次制度マネージャーイベントに出席する。

³これらの要求事項が ISO/IEC17065 の要求事項と矛盾したり、除外したりすることは意図していない。

ASC 商標の使用

- 1.10** 審査機関は、licensing@asc-aqua.org を通じて、ASC の商標またはラベルを使用するために ASC 認証機関ライセンス契約に署名していなければならない。

ASC データベースのメンテナンス

- 1.11** 審査機関は、認証プロセスに関連する依頼者および審査機関の情報を提出するために、ASC データベースを使用しなければならない。
- 1.12** 審査機関は、ASC データベースが正確かつ最新のものであるよう維持管理しなければならない：
- A) 主な連絡先を含む、依頼者と UoC の情報。
 - B) 審査員の詳細。
 - C) 審査機関の詳細。
 - D) 認証と審査の詳細。

ASC とのコミュニケーション

- 1.13** ASC との全てのコミュニケーションは英語で行われるものとする。

機密情報

- 1.14** 審査機関は、認証のプロセス中に依頼者から入手した機密情報の管理に責任を負わなければならない。
- 1.15** 審査機関は、ASC データベースにアップロードされる依頼者から得た機密情報は、適切な方法で行われることを保証しなければならない。

2. 構造要件

公平性を守るメカニズム

2.1 ISO/IEC 17065 の維持に加えて、審査機関は、以下を確実にしなければならない：

- A) 公平性を守る仕組みには、以下のようなものがある：
- i. 公平性委員会メンバーの義務と権利を確立する文書化された手順⁴および、全メンバーが利益相反がないことの年次宣言書に署名することを義務付ける。
 - ii. 公平性は、審査機関内の3つのレベルで確立されなければならないという原則：
 - a. 戦略と方針
 - b. 認証の決定
 - c. 審査。
- B) この仕組みは、過去に審査機関または審査機関の職員によって提供された製品またはサービスが、現在も依頼者によって使用されている場合、公平性のリスクを特定し、最小限に抑える。
- C) この仕組みは、審査機関担当者がコンサルティングを提供した依頼者に対する見直しまたは認証の決定に使用されない期間を規定する。この期間は2年以上とする。
- D) 年1回、主要担当者の公平性を含め、審査機関の運営の公平性に対する潜在的なリスクを見直すプロセスがある⁵。
- E) 審査機関およびその組織管理下にある法人は、依頼者に対してコンサルティングを提供してはならない。

⁴例：出席、定足数、投票に関する規則。

⁵審査機関の主要担当者には以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない：審査員、技術審査員、認証の決定者、通訳、技術専門家。

苦情および不服申し立て

2.2 ISO/IEC 17065 を維持することに加え、審査機関は、文書化された苦情および不服申し立てプロセスを確実に実施しなければならない：

- A) 審査機関または依頼者の活動に関連する、すべての公式および非公式の苦情、不服申し立て、懸念または異議申し立ての評価を含む。
- B) 公開されている。
- C) 不服または苦情が審査機関の権限を超えて拡大した場合の、ASC の認定機関および ASC の関与に関する記述を含む。

3. 審査機関の管理システム要件

内部審査

3.1 内部審査は、少なくとも **12 ヶ月** に 1 回実施するか、審査スケジュールを分割して暦年を通じて審査する場合は、**12 ヶ月** の期間内に完了しなければならない。

3.2 内部審査は、計画的、文書化された体系的な方法で、この文書に従った要求事項を対象とする。

記録の管理

3.3 審査機関は、依頼者が審査機関の認証を受けている全期間および認証契約終了後最低 **3 年間**、依頼者に関連するすべての記録および審査証拠を保管するものとする。

リソース要件

3.4 審査機関は、ASC 認証制度に関連する業務をカバーするために、現在のニーズおよび将来の成長予測に基づく適切なリソースを確保するために、キャパシティ要件を見直すプロセスを持たなければならない。

3.5 審査機関は、別紙 4 に従った役割の資格と能力に適合性を持たなければならない。

3.6 審査機関は、依頼者に影響を及ぼす可能性のある認証サービスの中止の可能性を、クライアントの認証書の有効期間満了の少なくとも **4 ヶ月** 前に、依頼者に通知するものとする。

審査機関担当者の能力維持

3.7 審査機関は、審査機関担当者が認証業務を完了するまで ASC 認証業務に参加しないことを確実にするための手順を文書化しなければならない：

- A) 必要な経験。
- B) 必要なトレーニングを修了していること。
- C) 別紙 4 に従いこの職務に必要な能力を示す。
- D) 審査機関の最終承認を受諾。

3.8 審査機関は、審査機関担当者が要求される能力基準を継続的に満たしていることを、毎年見直し、検証する効果的なプロセスを持たなければならない。

審査員の保護

3.9 審査機関は、審査員の安全、保護、およびセキュリティを確保するための方針および手順を定めなければならない。

4. 認証の停止および取下の条件

4.1 審査機関の認証が停止または取下げとなった場合、審査機関は、停止または取下げの通知の日から **5 日** 以内に、影響を受けるすべての依頼者に書面で通知しなければならない。これには審査機関が決定を不服とする意思を有するかどうかは関係しない。

4.1.1 審査機関は、certification@asc-aqua.org 経由で、ASC をこのコミュニケーションに含めなければならない。

4.2 審査機関は、認証の停止または取下げの通知から **5 日** 以内に、ASC の認定機関がそのウェブサイト上で停止または取下の状況を公表することを許可しなければならない。

パート B –運用上の認証要件

目的

パート B では、申請フェーズから認証の決定まで、および認証書の有効期間を通じて、依頼者およびその認証単位（UoC）を ASC の要求事項に対して審査する際に、審査機関が従うべき運用上の認証要件を概説する。また、認証の移譲などの追加手続きもカバーしている。

認証タイプ

ASC 認証には **4 つの種類**がある：

- A) 単一サイト
- B) 複数サイト
- C) グループ – オプション 1
- D) グループ – オプション 2。

各認証タイプの要件は、以下の表 1 と表 2 に詳述されている。

表 1 : ASC 養殖場および ASC 飼料 ASC 認証の単一サイトおよび複数サイト認証タイプの要件

リクエスト	認証タイプ	
	単一サイト	複数サイト
1	依頼者の UoC は 1 つのサイトで構成されている。	依頼者の UoC は複数のサイトで構成され、中央内部マネジメントシステム（IMS）ではない。 UoC 内の全拠点は、適用される ASC 基準に照らして、定期的な審査機関審査ごとに選定されなければならない。
2	依頼者（認証の所有者 ⁶ ）は、法的拘束力のある契約を締結する能力を有していなければならない。	
3	依頼者は、ASC 認証の製品を販売する権限を有する唯一の事業者でなければならない。	
4	サイトは依頼者が所有するものとし、UoC 外で販売されるまで依頼者は ASC 製品の所有権を保持するものとする。	サイトは依頼者が所有するものとし、追加のサイトは下請けに出すことができる。依頼者は、ASC の製品が UoC 以外で販売されるまで、その所有権を保持するものとする。
5	敷地は、関連する法的ライセンスおよび許可証に記載されているように、明確に定義された境界を持つものとし、複数のペン、生け簀、養魚池、タンク、レースウェイシステムまたはベッドを含むことができる。	
6	生産現場および関連施設は、明確な位置と面積を持つものとする。	
7	UoC の全拠点は同一国内で運営されるものとする。	

⁶依頼者が特定の UoC について ASC 認証を取得した。

表 2 : ASC 養殖場基準認証におけるグループ認証タイプの要件

要件	認証タイプ	
	グループ オプション 1	グループ オプション 2
1	<p>依頼者の UoC は、複数の養殖場サイトで構成され、グループマネジメント機関（GMB）による中央 IMS によって管理される。</p>	<p>依頼者の UoC は、GMB によって管理される中央 IMS によって制御される、複数の養殖場サイトから構成される。</p> <p>これらのサイトは主に小規模生産者である。</p>
2	<p>IMS は、定期的な審査機関審査ごとに審査されなければならない。</p> <p>ASC 養殖場基準に対する定期的な審査機関審査のたびに、UoC 内のサイトのサンプルを選択しなければならない。</p>	
3	<p>依頼者は、組織の本部とは限らない、明確な所在地を持つ GMB を特定しなければならない。</p> <p>グループのマネジメント機能を外部組織に下請けさせてはならない。</p>	<p>依頼者とは、GMB のことである。GMB は、より大きな法人内の法人または法定団体、あるいは法的に認められた別の形態の組織、すなわち官庁に登録された組織でなければならない。</p> <p>GMB は明確な所在地を持たなければならないが、それは必ずしも組織の本部にあるとは限らない。</p> <p>グループのマネジメント機能を外部組織に下請けさせてはならない。</p>
4	<p>依頼者（認証の所有者⁷）は、法的拘束力のある契約を締結する能力を有していなければならない。</p>	
5	<p>依頼者は、ASC 認証の製品を販売する権限を有する唯一の事業者でなければならない。</p>	

⁷依頼者が特定の UoC について ASC 認証を取得した。

認証タイプ		
要件	グループ オプション 1	グループ オプション 2
6	<p>サイトは依頼者が所有するか、または下請けに出すことができるものとする。依頼者は、ASC 製品が UoC 以外で販売されるまで、その所有権を保持しなければならない。</p>	<p>各拠点は、依頼者（GMB）と養殖場契約を結ばなければならない。</p> <p>このような場合、養殖業者は ASC 製品を所有し、依頼者が ASC 認証の製品を UoC 外で販売する前に、依頼者に ASC 製品を販売しなければならない。</p> <p>もし養殖業者がそのサイトの製品を他の第三者に直接販売する場合、その製品は ASC 認証の製品として販売することはできない。</p> <p>養殖業者は、小規模生産者である単一または複数のサイトの運営に責任を持つことができる。</p>
7	<p>敷地は、関連する法的ライセンスおよび許可証に記載されているように、明確に定義された境界を持つものとし、複数のペン、生け簀、養魚池、タンク、レースウェイシステムまたはベッドを含むことができる。</p>	
8	<p>UoC のすべてのサイトは、同じ管轄区域内、または関連する共通の規制を共有する近隣の管轄区域内で運営されるものとする。</p>	
9	<p>GMB は、IMS を管理し、UoC 内の全サイトの ASC に対する適合性を保証する。</p>	

1. 応募方法

ASC 認証制度への参加資格

1.1 以下の場合、依頼者の UoC は ASC 認証を申請する資格がないものとする：

A) 過去 **24 ヶ月**以内に有罪判決を受けたことがある：

- i. 不正行為
- ii. 児童労働または強制労働に関わっている場合
- iii. 環境または社会的コンプライアンス違反がある場合。

B) 過去 **24 ヶ月**間に、当該 UoC、または UoC 内のサイトが認証を受けていない場合に、当該 UoC から ASC 認証のものとして製品を販売したことがある。

C) 過去 **12 ヶ月**間に、本 UoC、または本 UoC 内のサイトの ASC 認証を審査機関から取下げられたことがある。

- i. 審査機関は、ASC の Find a Farm または Find a Feed Mil のウェブページをレビューすることで、これを確認するものとする。

D) 過去 **12 ヶ月**以内に初回審査で不合格となったことがある。ただし、その期間内に同じ審査機関に再申請した場合を除く。

1.2 審査機関は、申込み手続きの一環として、要件 1.1 を書面で確認するよう依頼者に求めるものとする。

一般の依頼者についての詳細

1.3 審査機関は、申請プロセスの一環として、依頼者に以下の情報の提供を求めるものとする：

- A) 依頼者の名前、住所、主要な連絡先情報。
- B) 外注生産、保管、輸送など、ASC の要求事項への適合性に影響を及ぼす可能性のある第三者に外注している活動の詳細。
- C) UoC 内の各サイトおよび施設の名称、物理的住所⁸、および WGS 84⁹地理座標¹⁰。
- D) UoC 内の各サイトの連絡先。
- E) UoC の一部として審査されるサイト、施設、全エリアの地図またはレイアウト。
- F) **|養殖場|** UoC 内の各サイトの生産システム。
- G) **|飼料|** UoC¹¹内の各サイトの生産モデル。
- H) **|グループ|** 養殖場の ASC グループについての要件 - 別紙 3 - グループサイト登録簿に従った、必要な追加サイトの詳細。
- I) **|グループ|** 中央 IMS プロセス/活動が計画され、管理される GMB 名と物理アドレス。
- J) **|グループ|** グループの組織構造と、サイトと GMB 間、および UoC 内の異なるサイト間の相互関係の詳細。
- K) **|グループ|** すべてのサイトに適用可能なプロセス/活動の集中化の程度の記述¹²。

認証の範囲

1.4 申請プロセスの一環として、審査機関は以下を定めるものとする：

- A) 依頼者が認証を求める ASC 基準。

⁸該当する場合。

⁹世界測地系 EPSG 4326。

¹⁰10 進法 例：52.082478、5.117676。

¹¹マスバランス生産モデル/分離生産モデル、またはその両方。

¹²仕入れ、流通、出荷など。

- B) 認証の種類（表 1 および表 2 に示す）。
- C) UoC 内のサイトと関連施設の数。
- D) 依頼者の UoC または下請け業者によって行われる活動で、例えば製品の所有権が変わる時点までのもの：
 - i. **| 養殖場 |** 飼養、哺育、生育、移動、出荷、絞め、輸送、放流。
 - ii. **| 飼料 |** 生産、保管、梱包、輸送。
- E) **| 養殖場 |** ASC 養殖場基準のサブスコープ。
- F) **| 養殖場 |** 絞めは水揚げ場（船上も含む）で行われ、UoC に含まれる。UoC の外で発生した絞めは、認証範囲に含まれないものとする。
- G) **| 養殖場 |** 加工・包装活動は認証範囲に含まれないものとする。
- H) **| グループ |** ASC 審査計画ツールを使用した、グループ UoC 内のサイトの層別化とサイトのサンプルサイズ。

- 1.5 審査機関は、依頼者が ASC の利害関係者の参加プロセスに関心を持つと特定した利害関係者のリストを提供するよう、依頼者に要求するものとする。
- 1.6 審査機関は、効果的な申請審査を実施し、認証範囲を確定するために必要なその他の情報を要求することができる。

依頼者への情報

1.7 審査機関は、その写しまたはウェブサイトへのリンクを依頼者に提供するものとする：

- A) 適用される [ASC 基準](#)。
- B) ASC 養殖場および飼料 CAR (Certification and Accreditation Requirements)
- C) ASC [例外的許可リクエスト、および解釈のプラットフォーム](#)。
- D) [ASC ラベルの使用](#)。
- E) ASC データ提出手順。
- F) 審査機関の苦情および不服申し立て手続き。
- G) **|グループ|** 養殖場の ASC グループについての要件。

1.8 認証機関は、このコミュニケーションの証拠を保持しなければならない。

申請の評価

1.9 審査機関は、以下のことを確認するために申請書を審査しなければならない：

- A) 依頼者の UoC がまだ認証を受けておらず、ASC の [Find a Farm](#) または [Find a Feed Mill](#) ウェブページに、過去に停止または取下がらないか確認する。
 - i. 依頼者の UoC が認証されている場合、審査機関は、**セクション 11 - 認証の移譲手順**に従い、認証書の移譲の意思を現在の審査機関に通知するよう依頼者に通知しなければならない。
- B) 得られた情報は、認証プロセスを進めるのに十分なものである。
- C) 認証の範囲は、依頼者と審査機関の間で定義され、理解され、合意される。

1.10 申請書の審査後、審査機関が ASC 認証申請を却下する場合、その理由は文書化され、依頼者に明確に通知されなければならない。

2. 認証契約

- 2.1 審査機関は、依頼者の UoC に認証サービスを提供する前に、別紙 5 に詳述されている要件を満たす法的強制力のある認証契約に署名するように要求するものとする。
- 2.2 ASC が、審査機関と依頼者との認証契約に影響する ASC の要求事項の新規または改訂を公表する場合、審査機関は、これらの変更が ASC の定める期限内に実施されることを保証するものとする。

3. 審査の準備と計画

- 3.1 審査機関は、3 年間の認証サイクルに、初回または再認証審査と 2 回のサーベイランス審査が含まれるように、定期的な審査機関審査を計画しなければならない。
- 3.2 審査計画を支援するために、各定期的な審査機関審査の前に、ASC 審査計画ツールを利用し、決定しなければならない：

- A) 審査中にインタビューを行う従業員の数。
- B) 遠隔審査を許可するかどうか。
- C) 審査チームの構成。
- D) |グループ| UoC グループ内のサイトの階層化。
- E) |グループ| サイトのサンプルサイズ。

- 3.3 初回審査の場合、審査機関は、審査準備の支援のため、申請プロセスの一環として依頼者から提出された情報を確認することもある。

3.3.1 審査機関は、初回およびその後の審査において必要とみなされる場合、その他の追加情報の確認を要求することができる。

- 3.4 |グループ| グループ審査の場合、審査機関のマネジメントシステム審査員（別紙 4、表 4.1）は、初回およびその後の審査機関の定期審査について、審査の告知前に以下の文書も確認しなければならない：

- A) |グループ| グループの組織構造。
- B) |グループ| IMS の管理・保守を担当するマネジメントとその機能のリスト。
- C) |グループ| 最新のサイト登録簿。

- D) **|グループ|** 養殖場の ASC グループについての要件の IMS の直近の内部審査の報告書。不適合の所見と、その所見に対処するために取られた措置を含む。
- E) **|グループ|** UoC 内の各サイトの内部不適合指摘事項および指摘事項に対処するために取られた措置の最新のサマリー分析と内部サイト審査報告書のサンプル。
- F) **|グループ|** 初回審査では、養殖場に対するグループ要求事項および養殖場基準に対して提起された内部監査の不適合が、すべて解決されていること。
- G) **|グループ|** UoC 内のサイトの地理的座標。
- H) **|グループ|** 養殖場契約書、および該当する場合、依頼者と UoC 間のその他の法的契約書のテンプレート。
- I) **|グループ|** トレーサビリティ（追跡可能性）のプロセスと手順。投入から発送・販売までの生産フローに関するグループの説明を含む。
- J) **|グループ|** 直近のマネジメントレビュー会議の結論を文書化したもの。
- K) **|グループ|** 最初の審査前の **6 か月**間、およびその後の審査機関審査の間に、苦情、異議申し立て、およびそれぞれの解決の詳細を受け取ること。

3.5 レビュー中に、審査機関が、依頼者が初回審査に対して著しく準備不足であると認識した場合、審査機関は、審査を実施しないことを決定することができる。

3.5.1 その場合、審査機関は、審査を実施しないことを決定し、審査を実施する前に更なる準備が必要であることを依頼者に通知しなければならない。

3.6 審査機関は、前回の審査機関の審査中または審査後に提起された調査結果および利害関係者からの提出をレビューしなければならない。

グループ審査の計画 - サンプルサイズ

- 3.7 |グループ|** 審査機関は、ASC 審査計画ツールを用いて、サンプルとして審査する暫定的なサイト数を決定しなければならない。
- 3.8 |グループ|** すべての定期的な審査機関審査において、審査機関は、適用される養殖場の ASC グループについての要件に照らしたグループの IMS の現地審査、および ASC 養殖場基準に照らした、提案されたサンプル数のサイトの現地審査を実施しなければならない。
- 3.9 |グループ|** 初回の審査プロセスにおいて、審査機関は、サンプリングする最低サイト数を減少させてはならない。
- 3.10 |グループ|** 審査機関は、当グループの申請中または監査中にリスクが高まったことが確認された場合、サンプリングするサイトの数を増やすことができる。
- 3.11 |グループ|** 初回認証後に実施される定期的な審査機関審査の場合、サイトサンプルサイズは、前回の審査機関審査で評価された情報および審査の間に収集された新しい情報に基づいて、審査ごとに増減する可能性がある。
- 3.12 |グループ|** 審査機関は、増減の根拠を記録しなければならない。

ソーシャルインタビュー

- 3.13** 審査機関は、ASC 審査計画ツールにより決定された従業員とのインタビューの数に応じて、従業員とのインタビューを実施するために十分な時間を割かなければならない。
- 3.14** 従業員とのインタビューは、業務と経歴に基づいて階層化されるものとする¹³。
- 3.15** 以下の UoC の職員がインタビューを受けるものとする：
- A) UoC の上級マネジメントまたはその指名者。
 - B) 従業員代表。可能な場合。
 - C) 従業員。
 - D) その他の関係者¹⁴。

¹³例：性別、労働の種類（正社員／臨時社員）、労働の種類（移民、臨時社員、季節労働者）。

¹⁴例：安全衛生、人事、財務など

グループ審査 IMS インタビュー

- 3.16 |グループ|** 審査機関のマネジメントシステム審査員は、以下の責任を負う主要担当者の一例とインタビューしなければならない：
- A) |グループ| グループのセントラル IMS のマネジメントおよび保守。
 - B) |グループ| IMS 関連の審査活動。
 - C) |グループ| 適合性と制裁の決定。

グループ審査のためのサイトのサンプルの選択

- 3.17 |グループ|** 審査機関は、サイトサンプルの **50%** を無作為に選択する。
- 3.18 |グループ|** 審査機関は、審査機関が専門的な裁量で関連性があると判断したリスク要因に基づき、サイトサンプルの残り **50%** を選択するものとする。
- 3.19 |グループ|** 審査機関は、サイトサンプル全体の **20%** を抜き打ち審査として実施する。
- 3.19.1 |グループ|** 抜き打ち審査の開始日の **2 営業日** 前までに依頼者に通知するものとする。
- 3.20 |グループ|** 正当化されるような、文書化された理由がある場合を除き、審査機関は、連続した定期的な審査機関審査において、同じサイトを審査してはならない。

審査期間

3.21 審査機関は、審査を完了するのに十分な時間を一貫して決定し、割り当てることができるような、文書化されたプロセスまたは方法¹⁵⁾を持たなければならない。

3.22 審査機関は、審査期間を決定するために、最低でも以下の要素を考慮しなければならない。¹⁶⁾

- A) 審査および認証タイプ。
- B) UoC のサイト数。
- C) UoC の従業員数。
- D) 独立した通訳や技術専門家の利用。
- E) **| 養殖場 |** 生産エリアのサイズまたは生産ユニット数。
- F) **| 養殖場 |** ASC 基準の養殖場のサブスコープ。
- G) **| 飼料 |** 生産ラインの数。
- H) **| 飼料 |** 生産モデル。

3.23 要求事項 3.22 に加え、審査機関は、審査期間を決定するために、その専門的裁量に基づき、他の要因¹⁷⁾を考慮することができる。

3.24 **| グループ |** 審査機関は、養殖場の ASC グループについての要件に対する UoC の内部マネジメントシステム (IMS) の審査機関監査のために、最低 **1.5 審査員日**を設定しなければならない。

¹⁵⁾ASC は、十分な審査期間のデータが入手可能になった時点で、時間ベースのパラメータシステムを開発するつもりである。

¹⁶⁾最低審査期間には、現地審査に費やされる時間と、人間との対話を伴うリアルタイムの遠隔審査が含まれる。最小審査時間には、オフラインの遠隔審査に費やされた時間は含まれない。

¹⁷⁾例えば、UoC で実施されるソーシャルインタビューの回数、UoC の審査実績、遠隔地での審査の有無などである。

暫定審査計画

3.25 審査機関は、以下を含む暫定的な審査計画を依頼者に提供しなければならない：

- A) 審査対象サイト、施設、物理的エリアの日時および詳細¹⁸。
- B) 審査の範囲。
- C) 審査期間。
- D) 提案されている審査チームのメンバーの氏名および役割。
- E) 依頼者の援助が必要な場合、現地の関連利害関係者と予定されている訪問のタイミング。
- F) 審査方法（現地、遠隔-リアルタイム、アシスト-遠隔、遠隔-オフラインなど）。
- G) 各審査活動に予想される期間。
- H) **|グループ|** グループの場合は、これも含まれる：
 - i. **|グループ|** サンプリングのために選択されたサイトの暫定数。
 - ii. **|グループ|** サンプリングのために選定された事業所の詳細は、抜き打ちで審査される事業所を除き、グループ審査の開始日の **14 日前までに** 依頼者に提供されなければならない。

3.26 審査機関は、提案された審査チームのメンバーに関する依頼者の懸念に対処するための文書化された手順を有し、その手順をレビューし、あらゆる懸念に対処しなければならない。

3.26.1 審査機関は、その措置の正当性を示す記録を保持しなければならない。

¹⁸例：貯蔵施設、従業員の居住区、その他適切なエリア。

審査のタイミング

- 3.27** 定期的な審査機関審査の正確な時期は、依頼者¹⁹と協議の上、審査機関の責任とする。
- 3.28** 審査機関は、サイトが稼動しており、可能であれば ASC 製品を生産している時のみ、審査のスケジュールを組まなければならない。審査中、審査機関は販売目的の生産物を審査するものとする²⁰。
- 3.29** 初回審査においては、UoC 内のサイトが最低 **6 ヶ月間** 運営されており、ASC の要求事項に合致した記録があること。
- 3.30** サーベイランス審査については、審査機関は、少なくとも年 1 回、初回認証の決定日の前後 **3 ヶ月** の期間内に審査を実施しなければならない。サーベイランス審査は、**3 年間** の認証サイクルの間に **2 回以上** 実施されなければならない。
- 3.31** 再認証審査については、認証失効のリスクを最小化するため、審査機関は、既存の認証書の有効期限の少なくとも **6 ヶ月前** に審査を実施すべきである。
- 3.32 | 養殖場|** 審査機関は、以下の例外を除き、養殖場のサイトが UoC の範囲内にある魚種の生産を行っている場合に審査をスケジュールするものとする：
- 3.32.1 | 養殖場|** 審査機関は、以下のすべての条件が満たされる場合、製品を現場に持ち込むことなく、サーベイランスまたは再認証のための実地審査を実施することができる：
- A) | 養殖場|** サイト審査は抜き打ち審査とはしない。
 - B) | 養殖場|** このサイトは長いサイクルの魚種を育成している。
 - C) | 養殖場|** このサイトは休閑中である。
 - D) | 養殖場|** 前回の審査は、現地で、製品を使って行われた。

¹⁹抜き打ち審査の場合を除く。

²⁰裁判も模擬本番もない。

3.33 | 養殖場| その後の審査計画では、同じサイトが2回連続して使われていない状態にならないようにしなければならない。

3.33.1 | 養殖場| 期間の長さおよび要求される審査のタイミングにより、これが不可能な場合、審査機関は、自主的な取下要求を提出するよう依頼者に指示するものとし、審査機関はこの認証または認証の対象サイトを取り消すものとする。

3.34 | 飼料| 初回審査においては、当該施設は原材料管理システム（IAS）が機能していなければならない。

3.35 | 飼料| 初回審査については、少なくとも1回の文書化された成功したIASバランシングの実施が完了していなければならない。共有IASが運用されている場合にも適用される。

出荷²¹– ASC 養殖場基準の要件

3.36 | 養殖場| 審査機関は、生産サイクルが短い、または連続的に収穫を行うサイトの初回および再認証審査において、出荷に立ち会うものとする。

3.37 | 養殖場| 審査機関は、生産サイクルの長いサイトについては、**3年間**の認証サイクルのうち少なくとも1回は出荷に立ち会わなければならない。

3.38 | 養殖場| 出荷に立ち会う場合、審査機関は、販売目的の製品の出荷プロセスの評価を文書化しなければならない²²。

3.39 | 養殖場| 複数の魚種が認証書の対象範囲に含まれるが、一緒に出荷されない場合、²³審査機関は、他の魚種の出荷手順に関する追加的な証拠を審査することにより、認証書の対象範囲に含まれる全ての魚種についてASCの要求事項への適合性を検証しなければならない。

3.40 | グループ| 審査機関は、定期的な審査機関審査において、最低限、選定されたサイトの1つで出荷に立ち会わなければならない。

審査の告知

3.41 少なくとも審査開始日の**42日**前までに、審査機関は、依頼者のUoC、移譲審査、および範囲拡大審査（既存のUoCに追加サイトを追加するため）の定期的な審査機関審査について、ASCデータベースに審査の告知を登録しなければならない。

²¹ある生育場から最終生育場に魚が移動したり、運送されたりした場合は出荷とはみなされず、審査員の立会いは必要ない。

²²試用期間も模擬出荷も行わない。

²³例：ホワイトレッグシュリンプ、*Litopenaeus vannamei*、ジャイアントタイガープラウン、*Penaeus monodon*。

- 3.42** 審査が抜き打ち審査またはフォローアップ審査である場合、その公表は審査開始日の **42 日** 以内に ASC データベースに登録することができる。ASC はこの種の発表を行わない。
- 3.43** 審査機関は、変更から 7 日以内、遅くとも審査開始日の **14 日** 前までに、ASC データベース上の審査の告知を更新しなければならない。
- 3.43.1** 審査機関は、すべての更新を、その理由とともに、アナウンスで明確に示さなければならない。
- 3.44** 審査の告知を登録する前に、審査機関は、前回の審査サイクルの必要文書が ASC データベースに必要な期間内に提出されていることを確認しなければならない。

4. 審査方法

初回会議

4.1 初回会議の議長は、主任審査員の役割を割り当てられた審査員が務める。

4.1.1 主任審査員は、指定された審査に責任を負うとともに、審査員、技術専門家、通訳を管理する。

4.2 初回会議は以下の者と開催する：

- A) UoC の上級マネジメントのメンバー。
- B) 審査対象の機能またはプロセスに責任を負う関係担当者。
- C) 従業員または労働組合の代表者（該当する場合）。

4.3 主任審査員は、以下を確認すること：

- A) 認証の範囲と、その範囲に影響を及ぼす可能性のある変更の有無。
- B) 審査計画、審査目的、および審査計画に影響を及ぼす可能性のある変更。
- C) 該当する場合は、前回の審査での指摘事項の状況。
- D) 審査中に使う言語。
- E) 現場に下請けの従業員がいる場合、その人数と審査当日の作業内容。

4.4 主任審査員は、審査証拠を依頼者に通知しなければならない：

- A) 文書、記録、写真、その他のマルチメディアの形態であってもよい。
- B) 適用される ASC の要求事項のみに関連する審査中に収集されなければならない。
- C) 依頼者の許可を得た場合のみ撮影が可能である。

4.5 社会的指標の審査については、主任審査員は依頼者に次のことを通知するものとする：

- A) インタビューは内密に行われる。
- B) 従業員は、職務の性質にかかわらず、インタビューに参加することで差別されないこと。

審査中のコミュニケーション

4.6 審査期間中、主任審査員は、審査の進捗状況を監視し、情報を交換するために、審査チームと短いミーティングを開催する。

4.6.1 審査計画に影響を与える変更は、依頼者に通知されるものとする。

4.7 主任審査員は、審査活動の進行に伴い明らかになった認証範囲の変更の必要性を、依頼者とともに検討する。

4.7.1 審査プロセスに重大な影響がある場合、主任審査員は、現在の審査中に活動の評価が可能かどうか、または追加審査が必要かどうかを判断するために、審査機関に通知しなければならない。

4.8 適切な場合、²⁴、審査結果は、審査結果を確実にするために、最終会議だけでなく、発見時に依頼者とレビューすべきである：

A) 所見を裏付ける証拠は正確である。

B) 調査結果は、²⁵依頼者によって理解される。

4.8.1 明確化またはさらなる協議が必要な場合は、上級マネジメントとの最終会議前会議が開催されることもある。

²⁴不適合が発見されたときや、最終会議中に、従業員の福利を危険にさらす可能性がある場合は、不適合について話し合うことは適切ではない。

²⁵「理解した」ということは、不適合が依頼者に受け入れられたことを意味するものではない。

審査証拠

4.9 審査員は、審査の目的、範囲および基準に関連するすべての審査証拠を収集しなければならない。

4.10 審査証拠を入手する方法には、以下のようなものがある：

- A) プロセスや活動の観察。
- B) データ、文書、記録のレビュー。
- C) インタビュー。

4.11 審査員は、適用されるすべてのリスクを考慮した適切なサンプリングにより、審査証拠を検証しなければならない：

- A) UoC の規模と複雑さ。
- B) UoC が年間に生産するバッチ／製品の数。
- C) 従業員数。
- D) UoC が使用するインプットとサプライヤーの数。

4.12 審査員は、審査報告書の指示に従い、代表的なバッチのサンプルのトレーサビリティ（追跡可能性）試験を実施しなければならない。

4.12.1 **| 養殖場 |** インプット／アウトプット演習も実施される。

4.13 トレーサビリティ（追跡可能性）試験の一環として、審査員は審査報告書に記録しなければならない：

- A) トレーサビリティ（追跡可能性）試験の結果の詳細。
- B) **| 養殖場 |** インプット／アウトプットの結果の詳細。
- C) トレーサビリティ（追跡可能性）システムに対する潜在的または特定されたリスク。
- D) トレーサビリティ（追跡可能性）システムが、ASC 製品のトレーサビリティ（追跡可能性）と隔離をサイトの生産部門から販売時点まで遡って維持するのに十分であるかどうかの判断。
- E) 決定に至った理由。

F) 最初の販売をどこで行うか。

4.14 | 養殖場| 審査員は、ASC の GIS 提出手順に従い、依頼者のポリゴンの正確性を検証する。

UoC ツアー

4.15 すべての現地審査は、ASC の要求事項の実施状況を確認し、観察するための完全なサイトツアーを含むものとする。

4.16 社会的指標の審査の場合、サイトツアーは以下を含むものとする：

- A) 審査当日の従業員の有無にかかわらず、すべての作業区域。
- B) 保管施設、および敷地内外のサイト運営に関連するその他の施設²⁶。
- C) 従業員用の宿泊施設。
- D) 敷地内の病院／診療所。
- E) キッチンとダイニングエリア。
- F) 生産エリアの周辺およびその他の適切なエリア。

社会的指標を審査するための文書と記録のレビュー

4.17 記録のレビューのためのサンプルを選択する際、審査員は、以下についての様々なタイプのサンプルを考慮しなければならない：

- A) 従業員²⁷。
- B) 支払い方法²⁸（適宜）。

4.18 人事記録の審査²⁹は、リスクおよび審査員の専門的裁量に基づくものとする。

4.19 インタビューを受けた各従業員について、人事記録を確認する。

²⁶例：機械／電気作業場、発電機／ボイラー室など。

²⁷フルタイム、契約社員、季節労働者、移民。

²⁸時間給、出来高給、月給。

²⁹例：タイムシート、給与記録。

4.19.1 人事記録は現地でのみ確認されるものとする。

ソーシャルインタビューの実施

4.20 審査員は、従業員と話をする際には守秘義務を守らなければならない。

4.21 審査員は、審査中に行われたすべてのインタビューの記録を審査証拠として保持しなければならない。

4.22 従業員インタビューは現地で行う。

4.22.1 現地外でのインタビューは、審査員の専門的な判断により実施することができる。

4.23 すべての従業員インタビューは、マネジメントのオフィスから離れた静かで個人的な場所で、マネージャーの代表者または監督的役割を担う人員が立ち会うことなく実施されるものとする。

4.23.1 従業員が要求した場合、インタビューは労働組合員の立会いのもとで行われる。

4.23.2 更なる信頼性と連絡手段を提供するため、インタビューを受けた従業員には ASC の連絡先情報を伝えること。連絡先は contact@asc-aqua.org である。

4.24 審査中、主任審査員はインタビューの回数を増やすことを決定することができる。

4.24.1 インタビューの増加および階層化の正当性は、審査報告書に文書化されなければならない。

審査結果

4.25 適合性を要約し、不適合を詳述する審査所見は、十分な情報に基づいた認証の決定を支援するために、特定され、記録されなければならない。

4.26 すべての不適合の発見は、特定の ASC 要求事項に対して記録され、不適合の根拠となる客観的証拠を詳細に特定した、不適合の明確な記述とともに記録されなければならない。

4.27 不適合は、別紙 2 に示された定義に従って、軽度、重度、深刻のいずれかに等級付けされ、その等級付けは審査報告書において明確に正当化されなければならない。

4.28 不適合の発覚日は、すべての不適合が依頼者に提示される最終会議の日付として設定されるものとする。

4.29 審査が認証の有効期間中に実施される場合、審査員は、前回の審査機関審査中またはその後に提起された、不適合（未解決のもの、是正済みのもの、延長されたもの）について、実施された修正および是正処置の有効性を検証しなければならない。

4.30 審査員は、不適合の根本原因、潜在的な修正または是正処置を示唆することを控えなければならない。

4.31 **|グループ|** サンプルサイトの審査中に、審査機関がサイトの不適合を特定した場合、審査機関は、別紙 2、表 2.1 の定義に従って不適合を評定し、特定の ASC 養殖場基準要求事項および該当するサイトに対して記録しなければならない。

4.31.1 **|グループ|** 審査機関は、以下について判断しなければならない：

A) **|グループ|** グループの IMS の不履行を示すものではない、孤立したサイトでの不適合であるかどうか、あるいは

B) **|グループ|** 複数のサイトに対して提起されたシステム上の不適合であり、グループの IMS の不履行の可能性を示す不適合であるかどうか。

4.32 **|グループ|** 養殖場の ASC グループについての要件に対する不適合が特定された場合、審査機関はその不適合を**グループ不適合**として分類しなければならない。

4.33 **|グループ|** 要件 4.31.1 B が適用される場合、審査機関は、サイトに対して提起された不適合に追加して、**グループ不適合**³⁰を提起しなければならない。

4.34 **|グループ|** 審査機関は、別紙 2、表 2.2 に示される定義に従って、不適合等級をグループ軽度、グループ重度、またはグループ深刻に設定し記録し、特定の ASC グループ要求事項に対して記録しなければならない。

最終会議

4.35 正式な最終会議は、主任審査員が議長を務め、以下のメンバーで開催される：

- A) UoC の上級マネジメントのメンバー。
- B) 審査された機能またはプロセスの責任者。
- C) 従業員または労働組合の代表者（該当する場合）。

³⁰審査機関は、最も適切なグループ不適合等級を設定するために、他のサイトでも同じ不適合が確認されたかどうかを判断するために、サイトのサンプルサイズを増やす必要が生じる場合がある。

- 4.36** 最終会議の出席者は、出席者の氏名と役職を含めて記録されるものとする。
- 4.37** 主任審査員は、入手した審査証拠が情報のサンプルに基づくものであり、審査プロセスに内在する不確実性の要素をもたらすものであることを依頼者に助言しなければならない。
- 4.38** 審査員は、審査結果を提示し、依頼者が理解できる方法で不適合とその等級を再確認する。
- 4.38.1** 審査員は、審査結果およびその評価が、審査機関の独立した認証プロセスの一部として審査されることを依頼者に通知しなければならない。
- 4.39** 最終会議で提示された不適合事項の文書化された写しは、閉会会議当日または最終会議から **1 営業日** 以内に、審査員から依頼者に提供されなければならない。
- 4.40** 審査員は、特定された不適合事項ごとに、審査機関に以下を提供しなければならないことを依頼者に通知しなければならない：
- 4.40.1** 最終会議から **28 日** 以内の是正措置計画：
- A) 不適合の根本原因。
 - B) 不適合に対処するための修正。
 - C) 不適合の根本原因を除去し、再発を防止するための是正処置。
- 4.40.2** 別紙 2、表 2.3 に詳述されている期間内に、是正処置計画が効果的に実施されたことを実証する客観的証拠。

不適合のフォローアップ

- 4.41** 不適合の等級が、審査機関の独立した認証プロセスの一部として変更された場合、発覚日は変更されないものとする。
- 4.42** 独立した認証プロセスによって不適合の等級が確認された後、不適合の等級を格下げしてはならない。
- 4.43** 審査機関は、以下の条件が満たされた場合、別紙 2、表 2.3 に従い、不適合の是正までの期限を延長することができる：
- A) 審査機関は、依頼者の是正処置計画を受領し、依頼者の是正処置計画は、関連する是正処置を実行するために追加時間が必要であることを示す十分な証拠を提供しており、かつ
 - B) 依頼者のコントロールが及ばない状況により、適合が不可能であった、あるいは
 - C) **| 養殖場 |** 追加に必要な時間は、魚種の生産サイクルに関連する事情によるものである。

4.44 深刻な不適合を除き、提供された証拠が効果的な実施を実証していると審査機関が判断した場合、審査機関は不適合を是正しなければならない。

4.45 深刻な不適合を是正済みとするために、審査機関は、実施された修正および是正処置の有効性を評価するために、現地の再訪問を実施しなければならない。

4.45.1 |グループ| グループにおける深刻な不適合を是正するために、審査機関は、実施された修正および是正処置の有効性を評価するために、**完全な現地審査**を実施しなければならない。

現地の再訪問

4.46 深刻な不適合に対する強制的な再訪問に加え、審査機関は、どのような等級の不適合に対しても、実施された修正および是正処置の有効性を評価するために、現地の再訪問を実施することができる。

4.47 現地の再訪問は、不適合を是正するために許可された期間内に行われるよう日程調整されなければならない。

4.48 再調査は、可能であれば、当初の審査員および審査チームによって実施されるべきである。

4.48.1 これが不可能な場合は、再訪問の範囲をカバーする能力を有する、資格を有する ASC 審査員が訪問を実施しなければならない。

最終会議後、または審査機関審査の合間に提起された不適合

4.49 不適合は、特定の要求事項に対して記録されなければならない。

4.50 不適合発覚日は、当該不適合が審査機関に報告された日または審査機関が発見した日とする。

4.51 発覚日から **7 日** 以内に、審査機関は、関連する客観的証拠をレビューし、別紙 2 - 不適合の定義と期限に従って、不適合を評定しなければならない。

4.52 発覚日から **7 日** 以内に、審査機関は、等級、検出日、および**要求事項 4.40.1**に従った是正処置計画を提供する必要性を詳述した不適合を、書面で依頼者に通知するものとする。

4.53 適合性審査中に ASC の認定機関から依頼者に対して不適合の指摘がなされた場合、審査機関は以下のことを行う：

4.53.1 別紙 2 - 不適合の定義と期限に従って、不適合の等級付けを行う。

4.53.2 発覚日を適合性審査最終会議日に設定する。

4.53.3 検出日から **2 営業日**以内に、等級、発覚日、および要件 4.40.1 に従った是正処置計画を提供する必要性を詳述した不適合を書面で依頼者に通知する。

4.54 審査機関は、審査機関または ASC の認定機関の指摘事項の結果生じた、依頼者の是正処置計画を評価しなければならない。

4.55 審査機関が依頼者の認証を維持することを決定した場合、審査機関は、その後の定期的な審査機関審査報告書に不適合を文書化しなければならない。

4.56 深刻な不適合が提起された場合、審査機関は、フォローアップ審査を実施し、実施された修正および是正処置の有効性を評価し、深刻な不適合の是正を検証しなければならない。

4.57 審査機関が依頼者の認証の停止または取下を決定した場合、審査機関はこれを ASC データベースに登録し、**48 時間**以内に不適合の詳細および決定理由を提出しなければならない。

サンプリングと試験

4.58 ASC は、UoC が該当する ASC 基準に適合性があることを検証するために、審査機関または ASC の指定する代理人に、水産物、飼料、飼料原料、またはその他の物質のサンプルの採取を要請することができる。

4.59 審査機関は、審査中に収集された観察や証拠に基づき、その裁量でサンプルを収集することができる。

4.60 審査機関は、ASC のサンプリングおよび試験手順に従わなければならない。

4.61 審査機関は、審査中にサンプルを採取した場合、審査報告書に以下の情報を記録しなければならない：

- A) サンプリングの正当性。
- B) サンプリングの予告の有無。

5. 審査報告書と技術審査

審査報告書

5.1 審査機関は、ASC の審査報告書テンプレートの最新版を用いて審査報告書が英語で作成され、ASC データベースにアップロードされていることを確認しなければならない。

5.1.1 審査機関は、追加言語で審査報告書をアップロードすることもできる。

5.2 審査機関は、抜き打ち審査報告書、不合格と判定された審査、または認証の停止、取消、取下に至った審査を含む、全ての審査報告書を ASC データベースにアップロードしなければならない。

5.3 審査機関は、機微または機密情報に対して、ASC 審査報告書テンプレートの機密欄を使用しなければならない。

5.3.1 審査報告書の公表版は、機密情報が含まれていることを明確に言及しなければならない。

5.3.2 ASC は機密情報を公表しない。

5.4 主任審査員は、審査報告書の内容に責任を持つ。

5.5 審査が終了し、正式な最終会議が実施されなかった場合、審査機関は不適合の概要を ASC データベースにアップロードしなければならない。

5.6 主任審査員は、以下のことを確実にしなければならない：

- A) 審査報告書には、適用される指標と適用される要求事項ごとに評価された審査証拠の記録がある。
- B) 未解決の不適合を是正するための再訪問がいつ行われるかが、最終審査報告書の中で十分に明らかにされている。

- C) 審査報告書は、ASC 審査報告書テンプレートのフォーマットと要求事項に従って完成されている。
- D) 審査報告書は、正確で簡潔かつ明確な審査記録を提供し、十分な情報に基づいた認証の決定を可能にする。
- E) 審査報告書には、審査証拠が再現可能であることを保証するために十分な詳細が含まれている³¹。

5.7 主任審査員は、技術審査員から提起されたすべての問題に対処しなければならない。

技術審査

5.8 初回および再認証審査では、すべての審査報告書草案について技術審査を完了しなければならない。

5.8.1 最終審査報告書については、審査報告書草案以降に改訂された内容や追加された詳細について、技術審査を完了しなければならない。

5.9 サーベイランスの審査については、すべての最終審査報告書について技術審査を完了しなければならない。

5.10 技術審査は、以下の人物（または人物グループ）によって実施されなければならない：

- A) 審査プロセスには直接関与していない者。
- B) 別紙 4、表 4.3 に従った能力基準を満たす者。

5.11 ASC に審査報告書を提出し、公表を求める前に、技術審査を実施し、以下を確認すること：

- A) 審査チームから提供された情報は、ASC の要求事項および認証範囲に関して十分である。
- B) 審査報告書の各セクションは完全かつ正確である。
- C) それぞれの不適合は、提示された証拠に基づき、等級付けの正当性が審査されている。
- D) **|グループ|** 選択されたサイトのサンプルサイズが、サイトおよびグループの不適合等級の結果に基づいて正当化されることを検証する。

³¹審査報告書には、第二の担当者が、最初の審査で検討したものと同一の文書、情報、データを探し出し、同じ結論に達することができるよう、十分な情報が含まれていなければならない。

5.12 要請があれば、審査機関は、公表前に、審査報告書草案の写しを依頼者に提供するものとする。

5.12.1 この要請は、審査機関の報告期限に影響を与えないものとする。

5.13 最終審査報告書の技術審査には、依頼者の以下に関する評価が含まれる：

- A) 根本原因を特定した是正措置計画。
- B) 修正および是正措置。
- C) 実施を裏付ける客観的証拠。

6. 認証の決定

認証機関

6.1 認証の決定は、審査プロセスに関与していない指名された人物またはグループ⁽³²⁾により実施されなければならない。

6.1.1 認証の決定は、以下を含む審査に関連するすべての情報を考慮するものとする：

- A) 技術審査の結果。
- B) 審査証拠。
- C) 利害関係者から提出されたフィードバック。

決定と期限

6.2 審査機関は、審査の最終会議（不適合の発覚日）から**最長6ヶ月**以内に認証の決定を行わなければならない。

6.3 要求事項 6.2 の期限を超えた場合、審査機関は完全な再審査を実施しなければならない。

³²技術審査と認証の決定は、同一人物が同時に行ってもよい。

- 6.4** 以下の場合、審査機関は肯定的な認証の決定をしてはならない：
- A)** 未解決の重度または深刻な不適合。
 - B)** 延長されていない未解決の軽微な不適合。
 - C)** 関連する未解決の例外的許可の要求。
- 6.5** 審査機関は、審査チームまたはその他の情報供給元から求められた追加情報または説明を含め、各認証の決定の日付および詳細を記録しなければならない。
- 6.6** 審査機関は、すべての肯定的な認証の決定を、決定から **7 日以内**に ASC データベースに登録しなければならない。
- 6.7** 審査機関は、認証の決定に影響を及ぼす可能性のある新たな情報または追加情報を検討するために、認証の決定を遅延または延期する権利を保持するものとする。
- 6.7.1** そのような遅延の理由は、新規または追加情報の詳細とともに、最終審査報告書に記録されなければならない。
 - 6.7.2** 新規または追加情報には、利害関係者から提供された情報が含まれる場合がある。
- 6.8** 予定された認証の決定日が **14 日以上**遅延する場合、審査機関は ASC データベースにその遅延を登録しなければならない。
- 6.9** 審査機関は、証明書発行日から最長 **3 年間**有効な認証書を発行するものとする。
- 6.10** ASC ウェブサイトに掲載されていない証明書は無効である。

7. 認証の内容、認証の範囲からの除外、および有効期間の延長

証明書の内容

7.1 審査機関は、ASC 認証書テンプレート³³を使用し、英文の認証書を発行しなければならない。

証明書の範囲からの除外

7.2 **|養殖場|** 審査機関は、以下の条件が満たされる場合に限り、特定のバッチまたは生産単位に対し、証明書の範囲からの除外を認めなければならない：

- A) **|養殖場|** 除外が、エビ養殖場における抗生物質の使用、または ASC の対象魚種に対する、世界保健機関（WHO）が定めるヒト医療用として極めて重要な抗菌剤の使用によるものであり、かつ
- B) **|養殖場|** 該当する製品が非 ASC 認証の製品であり、かつ
- C) **|養殖場|** サイト全体が、ASC 養殖場基準の他のすべての認証要件に適合性があること。

7.2.1 **|グループ|** 審査機関は、認証タイプグループ - オプション 2 にこの除外を適用してはならない。

7.3 **|養殖場|** 除外されたバッチまたは生産単位からの製品は、ASC 認証の製品として識別または販売してはならない。

7.4 **|養殖場|** 要件 7.2 の条件を満たすバッチまたは生産単位は、証明書の範囲からの除外として識別されるものとする。

7.4.1 **|養殖場|** これらのサイト固有の、特定可能なバッチまたは生産単位の詳細は、審査報告書に記録し、ASC 認証の範囲を最新の状態に維持しなければならない。

³³ 証明書の書式は、審査機関のニーズに合わせて変更することができるが、内容は変更しないものとする。

認証の有効期間の延長

- 7.5** 審査機関は、以下の条件をすべて満たす場合、認証書の有効期間を1回に限り最長**3ヶ月**延長することができる：
- A) 審査機関が現行証明書を発行し、かつ
 - B) 依頼者が審査機関に再認証のための申請を提出しており、かつ
 - C) 現行証明書の有効期限前に、申請が審査機関に受理されていること。
- 7.6** 審査機関は、現行証明書の有効期限前に、延長された証明書をASCデータベースにアップロードし、証明書の延長申請を完了しなければならない。

8. 利害関係者の参加プロセス

- 8.1** 審査機関は、国ごと、魚種ごと、適用されるASC基準ごとに、すべての関連する利害関係者とその詳細な連絡先についての利害関係者データベースを維持しなければならない。
- 8.2** 利害関係者データベースには、依頼者が特定した利害関係者および特定の審査に関与することに積極的な関心を表明した利害関係者が含まれるものとする。
- 8.3** 利害関係者データベースは、新たな利害関係者が確認された場合、認証プロセスのどの時点においても更新することができる。
- 8.4** 初回審査および再認証審査の審査の告知段階と同時に、関連する利害関係者に利害関係者との協議への参加を正式に呼びかけなければならない。
- 8.5** 審査機関は、サーベイランス審査中に利害関係者との協議を実施することができる。
- 8.6** 抜き打ち審査に先立ち、審査機関は、関連する利害関係者に通知するかどうかを選択できる。
- 8.7** 利害関係者がフィードバックを提供した場合³⁴、審査機関は、受領を確認し、その利害関係者が協議プロセスにさらに関与することを希望するかどうかを判断しなければならない。
- 8.8** 利害関係者との協議は、最終会議の前に、審査機関と利害関係者の都合に合わせて予定されるものとする。

³⁴書面または口頭にて行う

- 8.9** 利害関係者との協議の間、依頼者は同席しないものとする。
- 8.10** 利害関係者との協議は、審査プロセスの一環として、遠隔または面談で実施することができる。
- 8.11** 審査機関は、最終審査報告書が公表される前に、すべての利害関係者からの意見に対し、その意見がどのように扱われたかを詳細に記した文書で回答しなければならない。
- 8.12** 審査機関は、審査報告書の中で、利害関係者からのフィードバックの要約と、それに対して取られた措置を公表する許可を求めなければならない。
- 8.12.1** 利害関係者が許可しない場合、審査機関はこの情報を審査報告書の機密領域内に保持し、公表してはならない。
- 8.13** 審査機関は、審査機関審査間および利害関係者の参加プロセスの期間外に、利害関係者がフィードバックを提供するために、一般にアクセス可能な方法を維持しなければならない。
- 8.13.1** 審査機関は、利害関係者に回答し、そのフィードバックがどのように考慮されるかを確認しなければならない。

9. 遠隔審査

- 9.1** 審査機関は、情報通信技術（ICT）を使用した遠隔審査を行う場合、最新版の「ISO 9001 審査実施グループガイダンス」を参照しなければならない。
- 9.2** ICTの使用に備えるため、機密性、セキュリティ、データ保護に関するすべての認証、法的要件、依頼者要件を特定し、その効果的な実施を確保するための措置を講じるべきである。
- 9.3** 審査機関および依頼者の双方は、審査目的での ICT の利用に同意し、追加契約が必要か否かを判断しなければならない。
- 9.3.1** 合意に達しない場合、審査機関は現地審査に変更するものとする。
- 9.4** 審査機関は、提案された ICT の使用を可能とするために必要なインフラが双方にあることを確認する目的で、遠隔審査に先立ち、審査計画段階で選択された ICT をテストしなければならない。
- 9.5** 必要であれば、審査時間を追加することも含めて、緊急時の対応策の規定を検討すべきである。
- 9.6** 従業員とのインタビューが遠隔で行われる場合、審査機関は、ICT およびインタビュー方法が、インタビュー対象者の秘密を守るために適切であることを確認しなければならない。
- 9.6.1** 審査機関は、ICT を使用してインタビューを受けることについて、インタビュー対象者から同意を得なければならない。
- 9.7** ビデオ、写真、またはライブストリーミングの形で提示される遠隔審査の証拠は、遠隔評価の対象となる特定の UoC に対して正確であることが検証されなければならない³⁵。

³⁵例：位置情報タグの付与。

9.8 審査機関は、以下の条件に該当する場合、遠隔審査を実施しないものとする：

- A) サイトの初回審査である。
- B) ³⁶サイトの再認証審査である。
- C) 依頼者の認証または UoC 内のサイトが過去 12 ヶ月以内に**停止**となった。
- D) このサイトの前回の定期的な審査機関審査が遠隔操作で行われた。
- E) 前回のサイト審査で、**1 つの深刻な不適合、または 5 つ以上の**重度な不適合が指摘された。

9.9 審査に社会指標の審査が含まれる場合、審査機関は、以下の条件がすべて満たされる場合、審査を遠隔で実施してはならない：

- A) インタビューの際に通訳が必要であり、かつ
- B) ASC 審査計画ツールによって国のリスクが「高い」と評価されている。

9.10 **|グループ|** 審査機関は、グループの IMS、または審査のために選択されたグループのサンプルサイトについて、遠隔審査を実施してはならない。

³⁶再認証審査が、休閒地で長期生育魚種の育成である場合、免除が適用される。

10. 抜き打ち審査

10.1 審査機関は、以下について毎年抜き打ち審査を実施する：

10.1.1 | 養殖場| 単一サイト認証および複数サイト認証のもとで認証された ASC 認証サイトの少なくとも **10%**（小数点以下切り捨て）。

10.1.2 | 飼料| 単一サイト認証および複数サイト認証のもとで認証された ASC 認証サイトの少なくとも **5%**（小数点以下切り捨て）。

10.2 各 ASC 認証制度において、単一サイト認証および複数サイト認証のもとで認証されたサイト数が **10 ヶ所以下³⁷**の審査機関は、抜き打ち審査を実施する必要はない。

10.3 **| 養殖場|** 審査機関は、入手可能なすべての情報³⁸を用いて、製品が現場にある状態で³⁹抜き打ち審査を実施する最も適切な時期を決定しなければならない。

10.4 審査機関は、審査機関の審査スケジュールに合わせて、年間を通じて抜き打ち審査が実施されるよう計画しなければならない。

10.5 審査機関は、抜き打ち審査を受けるサイトの選定について、リスクに基づくアプローチを文書化しなければならない。

10.5.1 リスクに基づくアプローチを用いて、より多くの抜き打ち審査が適切であると審査機関が判断した場合、抜き打ち審査の回数を増やすことができる。

10.6 リスクに基づくアプローチは、以下のリスク要因の検討を含むものとする：

- A) 直近の審査機関サイト審査で指摘された不適合事項。
- B) サイトが UoC 内で認証を受けている期間。
- C) サイトの年間生産量。
- D) サイトと依頼者の関係⁴⁰。

³⁷ASC 認証制度（ASC 養殖場基準および ASC 飼料基準制度）ごとに 10 ヶ所以下。

³⁸例：過去の生産データ、季節ごとの生産傾向、規制機関の報告プラットフォーム、過去の審査報告。

³⁹つまり、サイトとは休閑地のことではない。

⁴⁰例：依頼者所有、下請け、契約養殖場。

10.7 抜き打ちのサイト審査を割り当てる際、審査機関は、リスクが高いと特定されたサイトを優先するものとする。どのサイトもリスクが高いと判断されなかった場合、審査機関は無作為にサイトを選ぶことができる。

10.8 抜き打ち審査の開始日の**2 営業日**前までに、依頼者に通知するものとする。

10.8.1 サイトへのアクセスに複雑なロジスティクスを必要とするサイトについては、**5 営業日前**の通知を例外とすることができる⁴¹。

10.9 審査機関は、ASC の認定機関からのインシデント報告や利害関係者からのフィードバックなど、不測の事態に対応するため、依頼者のサイトに対して迅速な抜き打ち審査を実施することができる。

10.9.1 審査機関は、審査の実施を決定してから**24 時間**以内に、ASC データベースに審査の告知を登録しなければならない。

10.9.2 **要件 10.8.1** が適用される場合を除き、公示は行わず、依頼者には**2 営業日以内**の通知を行うものとする。

10.10 依頼者が抜き打ち審査を拒否したが、許容できる正当な理由がある場合には、審査機関は、2 回目の抜き打ち審査を計画しなければならない⁴²。

10.10.1 正当な理由が認められない場合、審査機関は**認証を停止**し、審査機関は、現地での定期的な審査機関審査を計画しなければならない。

10.10.2 審査機関は、現地での定期的な審査機関審査が完了し、重度かつ深刻な不適合が解消された後にのみ、停止を解除しなければならない。

⁴¹例：ボート、ヘリコプター、飛行機のレンタルまたは手配。

⁴²例：責任者が不在、天候不順など。

11. 認証の移譲手順

認証の移譲

- 11.1** 認証の移譲とは、ある審査機関（以下、「前審査機関」という）が付与した既存の有効な認証を、別の審査機関（以下、「新審査機関」という）が独自の認証を発行する目的で承認することである。
- 11.2** 前審査機関および新審査機関の双方は、認証の移譲手順に従うものとし、この手順全体を通じて依頼者と協力するものとする。
- 11.3** 前審査機関は、依頼者が認証の要件を引き続き満たしている場合、認証の停止または取下を行わないものとする。
- 11.4** 認証は、前審査機関が ASC 活動に対する認証の停止または取下を受けた場合を除き、認証の有効期間内に一度のみ移譲されるものとする。
- 11.5** 以下の条件に該当する場合、認証は移譲されない：
- A) 依頼者の認証または認証の対象サイトが停止された状態にある。
 - B) UoC に対して未解決の重度な不適合または深刻な不適合が提起されている。
 - C) 依頼者の UoC に関連する未解決の整合性調査が存在する。

前審査機関と新審査機関の移譲前の手順

- 11.6** 依頼者が認証の移譲を要求する新しい審査機関に連絡する場合、選ばれた新審査機関は、依頼者の認証の移譲を確認しなければならない：
- A) 認証は、新審査機関の認定範囲に含まれる。
 - B) 前回の審査サイクルが終了している。

11.7 要件 11.6 が新審査機関により確認された場合、新審査機関は、認証の移譲を希望する旨を前審査機関に書面で正式に通知し、この通知に新審査機関を含めるよう依頼するものとする。

11.7.1 依頼者は、ASC のウェブサイト上で一般に公開されていない必要な UoC 情報を、前審査機関が新審査機関と共有することを書面で許可しなければならない。

11.7.2 新審査機関は、依頼者と前審査機関との正式な通知から **7 日** 以内に、認証の移譲通知日を ASC データベースに登録する必要がある。

11.8 依頼者からの正式な認証の移譲通知から **14 日** 以内に、前審査機関は、ASC のウェブサイト上で公開されていない必要な UoC の情報を、新審査機関と共有しなければならない。

11.8.1 これには以下が含まれる：

A) 以下が存在する不適合の状況：

- ASC の認定機関が特定した関連する調査結果
 - i. 是正措置計画
 - ii. 実施に対応する証拠。

B) 審査報告書の機密情報

C) 関連する利害関係者とその連絡先のリスト。

11.9 新審査機関は、前審査機関から受け取ったものも含め、すべての文書をレビューしなければならない。

11.9.1 この文書のレビューには、以下のものが含まれる：

A) 最新の審査報告書。

- i. 直近の審査報告書がサーベイランス審査報告書である場合、新審査機関は、直近の初回認証または直近の再認証審査報告書もレビューしなければならない。

B) すべての未解決の不適合の状況。

11.10 文書化されたレビューの結果に基づき、新審査機関は、認証の移譲を拒否するか受け入れるかを決定することができる。

11.10.1 認証の移譲が拒否された場合、新審査機関は、その決定の根拠を記録し、その決定を依頼者および前審査機関に通知しなければならない。

11.10.2 認証の移譲が受諾された場合、新審査機関、前審査機関、および依頼者は、移譲日に書面で合意する。

11.11 認証移譲日は、依頼者からの正式な認証移譲通知日から **3 ヶ月** 以内に行われるものとする。

11.11.1 新審査機関は、移譲日の合意から **7 日** 以内に、ASC データベースにこの認証の移譲日を登録しなければならない。

11.11.2 新審査機関は、認証の移譲日までに、法的強制力のある認証契約書（別紙 5）に署名することを依頼者に要求しなければならない。

新審査機関の認証の移譲手順

11.12 移譲受入日から合意された認証移譲日までの期間内に、新しい審査機関は、以下のいずれかを実施しなければならない：

A) 行政上の移管、または

B) 移譲審査として行われるその後の定期的な審査機関審査が、この **3 ヶ月** の期限内に行われる場合、または

C) 適用される ASC 基準の全要件を網羅する移譲審査。

11.13 新審査機関は、完全移籍審査、定期的な移譲審査、または管理移籍のいずれかを実施することを決定した根拠を記録しなければならない。

11.14 新審査機関が定期的な移譲審査または事務的な移譲を実施する場合、新審査機関は、前審査機関の定期的な審査スケジュール、不適合の是正、および認証サイクルの日付を維持しなければならない。

11.15 新審査機関が、関連する ASC 基準⁴³の完全な要求事項に従って移譲審査を実施する場合、定期審査スケジュールと認証サイクル日を再設定することができる。

⁴³すなわち、再認証プロセスの後となる。

- 11.16** 前審査機関が認証の取下または停止を受けている場合、認証の移譲は、**6ヶ月**以内または依頼者の認証の有効期限のいずれか早い日までに完了しなければならない。
- 11.17** 認証書を維持するためのすべての権利および義務は、認証の移譲日に、前審査機関から新審査機関に移譲されるものとする。

12. 審査終了

- 12.1** 審査機関の主任審査員は、以下のことが確認された場合、審査を終了し、審査機関に報告しなければならない：
- A) 審査チームのメンバーに賄賂を贈ろうとした場合、または
 - B) 審査チームのメンバーが脅迫されている場合。
- 12.2** 初回審査中に要件 12.1 が発生した場合、審査機関は、当該審査を不合格審査として分類し、審査機関は認証を授与しないものとする。

12.2.1 審査機関は、審査終了日から**少なくとも 24ヶ月間**は、ASC 認証制度への再申請を許可されないことを書面で依頼者に通知しなければならない。

13. 認証の取消、停止、および取下

- 13.1** 審査機関が ASC の要求事項⁴⁴に違反する行為を発見した場合、審査機関は以下のために適切な処置を決定しなければならない：
- A) 認証または認証の対象サイトを**停止する**、または
 - B) 認証または認証の対象サイトを**取り下げる**。
- 13.2** 審査機関は、契約上または管理上の理由により、認証を**停止**または**取下**することもできる。
- 13.3** 審査機関が依頼者から自発的な取下要求を受け、依頼者が**要件 13.7**を満たす場合、審査機関は、認証または認証の対象となるサイトの取下を承認するかどうかを決定するものとする。
- 13.4** 停止または取下の日付は、審査機関が決定を下した日付とする。

⁴⁴例：認証プロセス、基準、または契約要件。

13.5 審査機関は、決定から **48 時間**以内に、認証または認証の対象サイトの取消、停止、または取
下を ASC データベースに登録しなければならない。

13.5.1 ASC は **2 営業日**以内に ASC ウェブサイト上で登録状況を更新する。

13.6 認証または認証の対象サイトが停止、取下、または取消された場合、審査機関は決定から **48 時間**以内に書面にて以下を実施するよう依頼者に通知するものとする：

- A)** 停止、取下げ、または取消の日から、いかなる製品も、ASC 認証の製品、ASC 適合性飼料、または ASC のラベル、商標、または主張を表示、発送、または販売しないこと。
- B)** 審査機関からの通知後 **4 日**以内に、既存の依頼者に対し、停止、取下げ、または取消について書面で通知すること。
- C)** ASC は審査機関からの通知後 **4 日**以内に、assurance@asc-aqua.orgに連絡すること。
- D)** 停止があった場合、要件 13.6A の指示に従わない場合、不履行が発覚した日から **24 ヶ月間**、認証または認証の対象サイトが取下げされることを、審査機関が依頼者に通知すること。
- E)** 取消または取下げがあった場合、要件 13.6A の指示に従わない場合、不履行が発覚した日から **24 ヶ月間**、ASC 認証制度からサイトが除外されることを、審査機関が依頼者に通知すること。

取消

13.7 依頼者が、ASC 認証制度の認証または認証の対象サイトを自主的に取り下げる場合、正式な要請を提出した場合、審査機関は、以下の条件が全て満たされる場合、認証または認証の対象サイトを**取消**するものとする：

- A) 現在サイトが停止していない。
- B) サイトに未解決の重度または深刻な不適合がない。
- C) このサイトには、ASC または ASC の認定機関からのオープンデータの要請がない。

13.8 依頼者の UoC または UoC 内のサイトが**要件 13.7** の条件を満たさず、かつ依頼者が ASC 認証制度を継続することを希望しない場合、審査機関は**関連する認証またはサイトを取り下げるもの**とする。

停止

13.9 審査機関は、以下の条件のいずれかに該当する場合、認証または認証の対象サイトを**停止**するものとする：

- A) 重度な不適合が、別紙 2 の表 2.3 に従って最初の是正期限内に是正されていない、もしくは延長されていない、または
- B) 深刻な不適合が別紙 2 の表 2.3 に従って提起されている。

13.10 **|グループ|** 審査機関は、審査機関または GMB が ASC グループ IMS 要求事項に対してグループ深刻な不適合を提起した場合、認証または認証の対象の全サイトを停止するものとする。

13.11 認証または認証の対象サイトが停止された場合、審査機関は、停止に至った原因に依頼者が十分に対処するための期限を、停止決定日から最長 **6 ヶ月間**とする。

13.11.1 この **6 ヶ月**の期間内に認証の有効期限が切れる場合は、停止期限を認証の有効期限とする。

13.12 停止期限は延長されない。

13.13 停止を解除する前に、審査機関は、依頼者が**要件 13.6** に従ったことを検証し、ASC データベースに登録するものとする。

13.14 停止解除の決定は、決定日から **7 日**以内に ASC のデータベースに登録されるものとする。

13.14.1 また、深刻な不適合事項の是正により停止が解除された場合、審査機関は関連する審査報告書を ASC データベースにアップロードしなければならない。

13.15 設定された停止期限までに満足のいく措置が完了しない場合、審査機関は、認証または認証の対象サイトを**取下げ**しなければならない。

取下

13.16 審査機関は、以下の条件のいずれかに該当する場合、認証を**取下げ**するものとする：

C) 依頼者が、審査機関、ASC、または ASC の認定機関に対して、証拠として偽造文書または記録を提示した。

D) 依頼者が以下の理由で有罪判決を受けた：

i. 法定機関によって確認された詐欺行為の実行

ii. 児童労働または強制労働の使用、または関与。

E) 要件 12.1 が発生した場合。

F) 依頼者が要件 13.6 に従っていないことが判明した場合。

13.17 要件 13.16 が適用される場合、審査機関は、取下日から少なくとも **24 ヶ月間** は ASC 認証制度への再申請が認められないことを書面で依頼者に通知する。

13.18 審査機関は以下の場合、認証を取下げするものとする：

A) 依頼者の深刻な不適合が、別紙 2 の表 2.3 に従った最初の是正期限内に是正されない。

B) 停止の解除に必要な措置が、審査機関の定める停止期限内に実施されていない。

13.18.1 審査機関は、取下げ日から少なくとも **12 ヶ月間** は、ASC 認証制度への再申請を許可しない旨を書面で依頼者に通知するものとする。

13.19 **|グループ|** 別紙 2、表 2.3 に従った最初の是正期限内にグループ深刻な不適合が是正されない場合、審査機関は、認証および認証の対象の全サイトを取り下げなければならない。

13.19.1 **|グループ|** 審査機関は、認証の対象の全サイトが、取下げ日から少なくとも **12 ヶ月間** は ASC 認証制度への再申請が許可されないことを、書面で依頼者に通知するものとする。

14. 認証範囲の変更

14.1 認証範囲の変更については以下の可能性がある：

- A) 依頼者から要求がある。
- B) 依頼者が契約上の義務の一部として審査機関に提出した情報によって促される。その結果、審査機関は、提案された変更審査機関の追加審査が必要かどうかを判断するために、追加情報の提供を依頼者に求めることがある。
- C) 審査機関の審査活動中に明らかになった場合、主任審査員は、その変更が継続中の審査で評価できるかどうかを確認するために審査機関に連絡する必要があるかどうか、または審査機関の追加審査が必要であるかどうかを決定しなければならない。

範囲拡大審査

14.2 要求事項 14.1 に定める範囲拡大審査が必要な場合、次のように実施することができる：

- A) 追加の審査機関の範囲拡大審査、または
- B) 定期的な審査機関審査（依頼者の審査サイクルに合致している場合）。

14.3 サイトを証明書に追加するために追加審査が必要な場合、要件 14.11 が適用されるものとする。

14.4 追加審査が必要ないと審査機関が判断した場合、審査機関は、その判断の根拠を記録しておかなければならない。

14.5 審査機関は、提供されたすべての情報に基づき、認証の範囲拡大または縮小の承認を決定するものとする。

ASC 認証への認証サイトの追加

14.6 以下の条件がすべて満たされる場合、有効な ASC 認証を持つサイトは、審査機関審査を受けることなく、同一の依頼者に対する既存の有効な単一サイト認証または複数サイト認証の範囲に追加することができる：

- A) 未解決の重度または深刻な不適合がないこと、かつ
- B) 前回の審査機関審査から、既存の認証の範囲内で次回予定されている審査機関審査までの期間が **12 ヶ月** 未満であること。

14.7 審査機関は、本認証に基づくその後の審査において、以下に対し、適用される CAR の要求事項が確実に遵守されるようにしなければならない：

- A) 認証サイクルが維持されていること。
- B) サイト審査のタイミングに遅れがないこと。

14.8 **|グループ|** 有効な ASC 認証を有するサイトは、以下の場合、十分な内部審査の証拠がなくても、同一依頼者に対する既存の有効なグループ認証の範囲に追加することができる：

- A) **|グループ|** 未解決の重度または深刻な不適合がない。
- B) **|グループ|** 前回の審査機関審査から、既存の認証の対象にサイトが含まれる日までの期間が **12 ヶ月** 未満である。

14.9 **|グループ|** 審査機関は、既存のグループ認証に基づくその後の審査において、以下に対し、適用される ASC の要求事項が確実に遵守されることを保証するものとする：

- A) **|グループ|** 追加のサイトがサンプリングの総サイト数に含まれる。
- B) **|グループ|** これらの追加サイトに対するグループの内部審査タイミングに時間経過がない。

14.10 以上を満たさない場合、審査機関は、**セクション 11 - 認証の移譲手順**に詳述する要件に従わなければならない。

ASC 認証への新規申請サイトの追加

14.11 新規申請サイト⁴⁵は、以下の後、既存の有効な単一サイト認証または複数サイト認証に追加されるものとする：

- A) 審査機関による審査が実施されており、かつ
- B) 審査機関審査中に特定されたすべての未解決の重度または深刻な不適合は、審査機関により是正されたと見なされている。

14.12 新規申請サイトは、初回の審査機関審査とみなされ、本文書の初回審査要件に従わなければならない。

⁴⁵過去に ASC 認証を受けたことのないサイト、または過去に認証を受け、パート B、1.1B、C および D に概説される ASC 認証制度に再参加するための関連資格要件を満たすサイト。

14.13 |グループ| 新規申請サイトは、依頼者が以下を行った後、既存の有効なグループ認証に追加される：

- A) |グループ| サイトの十分な内部審査を実施し、かつ
- B) |グループ| 見つかったすべての未解決の不適合が、審査機関によって是正されたと見なされている。

14.14 |グループ| 依頼者は、最初の認証日からサイト数の増加を要求することができる。

14.15 |グループ| 依頼者がグループへのサイトの追加を申請する場合、審査機関は、これらの新しいサイトの追加により、グループの年間総生産量が現在の年間生産量より **10%**以上増加するかどうかを判断するものとする。

14.15.1 |グループ| 新たなサイトを追加することでグループの年間総生産量が **10%**以上増加する場合、審査機関は当該サイトをグループに追加する前に審査を実施するものとする。

14.15.2 |グループ| 新たなサイトを追加することにより、グループの年間総生産量が **10%**未滿の増加の場合、以下の最も厳密な条件を同時に満たせば、審査機関審査は必要ない⁴⁶：

- A) |グループ| 申請したサイト数の増加の合計が **5 サイト**を超えない、または
- B) |グループ| 申請したサイト数の増加が、グループ内の既存サイト総数の **10%**を超えない。

14.15.3 |グループ| 新規サイトの追加が、要件 14.15.2 に概説される最も厳密な条件を満たさない場合、審査機関は審査を実施するものとする。

14.16 |グループ| 審査機関審査が必要な場合、審査機関が新規サイトの必要なサンプルに対して審査を実施し、すべての未解決の重度または深刻な不適合が是正された後にのみ、新規サイトが認証に追加されるものとする。

ASC 認証からのサイトの削除

14.17 審査機関は、有効な ASC 認証からサイトを削除する場合、**セクション 13 - 認証の取消、停止、および取下げ** に詳述される要件に従うものとする。

⁴⁶すなわち、審査機関審査を受けずに追加できるサイトの数が最も少なくなる条件のこと。

15. 認証に影響する変更

15.1 ASC が依頼者に影響する ASC の要求事項の新規または改訂を発表した場合、審査機関は、発行日から **14 日** 以内にこれらの変更が全ての依頼者に通知されることを保証する。

15.1.1 審査機関は、このコミュニケーションの証拠を保持しなければならない。

16. ASC ラベルの使用

16.1 審査機関は、ASC 認証を受けた依頼者に対し、以下のことを通知しなければならない：

- A)** ASC 認証の事業者は、署名された ASC ライセンス契約により承認された場合のみ、ASC のラベル、主張および商標を使用するものとする。
- B)** 無断でのラベル表示または商標の使用は禁止されており、商標の侵害として扱われる。
- C)** その認証範囲に従い、適用される ASC 基準に従って UoC が認証されていると主張する権利を有する。
- D)** ASC ライセンス契約は、licensing@asc-aqua.org を通じて申請することができる。

別紙 1 - 略語

略語	語
AB	認定機関
ASC	水産養殖管理協議会
CAB	審査機関
CAR	認証および認定要件
GIS	地理情報システム
GMB	グループマネジメントボディ
IAS	原料計算システム
ICT	情報通信技術
IEC	国際電気標準会議
IMS	社内管理体制
ISO	国際標準化機構
NC	不適合
UoC	認証単位
WHO	世界保健機関
WGS	世界測地系

別紙 2 – 不適合

表 2.1 : 不適合の定義

等級	定義
深刻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員の命が危険にさらされているのが明らかな場合。 ○ 児童労働または強制労働の証拠がある場合。 <p>ASC 養殖場基準固有の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ASC、ASC の指定代理店、ASC の認定機関、または審査機関により採取された ASC が特定した製品サンプルから以下のものが検出された場合： <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止物質。 ● エビ養殖場における抗生物質。 ● 世界保健機関（WHO）の規定に基づき、対象となる生物魚種について、ヒトの医療にとって極めて重要な抗菌薬。 ○ 非認証製品を ASC 認証の製品として販売または発送すること。 <p>ASC 飼料基準固有の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のいずれかの販売： <ul style="list-style-type: none"> ● ASC 適合性製品として ASC 非適合製品、もしくは ● 分離生産モデル製品に含まれる不適格原料、または ● 原料計算システムが 2 回の連続した審査で過少であることが実証された。

等級	定義
重度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC の要求事項への適合性に重大な影響を及ぼす可能性のある重大な不履行がある場合。 ○ 不履行の結果、システムまたは工程が停止または完全な機能停止となり、ASC 製品の完全性を保証する能力を著しく低下させる可能性が高い。 ○ 不履行が持続的で、長期にわたって再発する（過去の不適合事項の是正がない、または是正の不徹底が原因である可能性がある）。 ○ 不履行が組織的かつ広範囲に及んでいる（一般にシステムの故障や弱点が原因）。 ○ 重度な不適合の等級が、ASC 基準に明確に規定されている指標に適合していない。 ○ 前回の審査で、同じ状況下で同じ指標について軽微な不適合が指摘された。
軽度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC の要求事項への適合性に重大な影響を及ぼさない不履行がある場合。 ○ 不履行がシステムやプロセスの完全な機能停止には至らない。 ○ 不履行は孤立したものであるか、あるいは要求事項への適合性が観察された、たった一度の不履行によるものである。 ○ 不履行の影響は時間的にも空間的にも限定的である

表 2.2 : グループ不適合の定義

等級	定義
グループ 深刻	<ul style="list-style-type: none"> ○ この不履行により、グループ内のサイトが ASC 養殖場基準の要求事項に適合しないという重大かつ体系的で広範な不履行が生じる。
グループ 重度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC グループの IMS 要求事項への適合性に不可欠な、中心的なシステムまたはプロセスの停止または機能停止。 ○ この不履行は、グループ内の多くのサイトの ASC 養殖場基準への適合性に体系的な影響を与える可能性がある。
グループ 軽度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC グループについての要件への適合性に重大な影響を与えない、グループの中央 IMS の不履行がある。 ○ この不履行は孤立したものであり、ASC 養殖場基準に対するグループ内のサイトの適合性に重大な、あるいは組織的な影響を与えるものではない。

表 2.3 : 不適合の是正期限と審査機関の措置

検出されたタイミング	初回の審査機関審査			ASC 認証の有効期間		
	深刻	重度	軽度	深刻	重度	軽度
1. NC の発覚日からの最初の是正期限	3 ヶ月			3 ヶ月		
2. 猶予期間	不可		9 ヶ月	不可	3 ヶ月	9 ヶ月
3. NC の発覚日からの最長期間	3 ヶ月		12 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月
4. グループ NC 猶予期間	不可		3 ヶ月	3 ヶ月		
5. グループ NC NC の発覚日からの最長期間	3 ヶ月			3 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月
6. 緊急の審査機関主任審査員の措置	発見後 24 時間 以内に審査機関に通知する。	該当なし		発見後 24 時間 以内に審査機関に通知する。	該当なし	
7. 緊急審査機関アクション	通知から 2 営業日 以内に重要な NC 等級を確認する。			通知から 2 営業日 以内に深刻な NC の等級を確認し、サイトまたは 認証 を 停止 する。		
8. NC が 1 の期間内に是正または延長されなかった場合の審査機関の措置。	審査を 審査の遅れ として分類する。認証は得られず、 完全な再審査が必要 となる。			サイトまたは 認証 を取り下げる。	サイトまたは 認証 を 停止 する。	延長を認めない上で 重度な NC へのアップグレード 。

別紙 3 - 認証プロセス

表 3.1 : 初回、サーベイランス、再認証審査における認証の決定期限と重度な不適合の延長









審査タイプ	認証の決定日	説明	重度な NC の延長が可能か？	審査終了日からの最大期間
初回	6 ヶ月（最長期間）	審査終了日から 6 ヶ月以内 （最終会議）	不可	3 ヶ月
サーベイランス			3 ヶ月の重度な NC の延長	6 ヶ月
再認証			3 ヶ月の重度な NC の延長	6 ヶ月

表 3.2： 初回審査、サーベイランス審査、再認証審査の報告期限の要約





タスク	担当者	審査タイプ	日数	説明
審査の告知の提出	審査機関	すべて	42	審査開始日の最低 42 日前
審査の告知の公表	ASC	すべて	5	ASC による公表
是正措置計画の審査機関への提出	依頼者	すべて	28	審査終了日から 28 日以内
NC の要約の提出	審査機関	サーベイランス	28	審査終了日から 28 日以内
審査報告書草案の提出	審査機関	初回および再認証	42	審査終了日から 42 日以内。
審査報告書草案の公表	ASC	初回および再認証	7	ASC による公表
パブリックコメント期間終了	審査機関	初回および再認証	21	審査報告書草案の公表から 21 日後
認証の決定を伴う最終審査報告書の提出	審査機関	初回および再認証	28	パブリックコメント期間の終了から 28 日以内（終了前は不可）
認証の決定を伴う最終審査報告書の提出	審査機関	サーベイランス	98	審査終了日から 98 日以内
最終審査報告書および審査証明書の発行	ASC	すべて	7	ASC による公表

別紙 4 – 能力要件

表 4.1 : 環境、技術、社会、マネジメントシステム審査員の能力要件

		 Environmental  Technical  Social  Mgmt Systems			
資格／能力	必要条件				
1	1A) 養殖科学または環境科学に関連する学科で取得した少なくとも高校卒業以上の学位、または同等の学位（最低受講期間は 2年 ）、かつ 1B) 養殖事業における少なくとも 2年間 の実務経験 または 2A) 養殖科学または環境科学における 3年 以上の実務経験。および 2B) 第三者 の養殖認証スキームに対する 1年間 の審査経験。	✓			
2	1A) 飼料 製造／製粉／動物栄養学に関連する分野で、少なくとも高校卒業以上の学位、または同等の学位（最低受講期間2年）を取得していること、かつ 1B) 生産／製造環境における飼料／動物栄養関連の領域の実務経験を少なくとも 2年以上 有すること。 または 2A) 飼料工場での実務経験、または生産／製造現場での技術的生産管理業務の経験が 3年 以上あるマネージャーであること、かつ 2B) 第三者の認証スキームに対する 1年間 の審査経験。 および 3) 上記オプション1 およびオプション2に加え 、技術審査員は、リスクアセスメント（例：食糧、飼料安全または環境リスクアセスメント）の実施または審査の経験を有すること。経験には、経験した役職（品質保証、生産、飼料安全、製品検査、工場マネージャなど）が含まれる。また、過去の審査経験がある場合もある。		✓		

資格／能力	必要条件				
3	A) 過去 5年 以内に、環境基準または養殖基準のいずれかに照らして、養殖業組織の第三者審査、または第三者審査を実施した、最低 10日間 の現地審査経験 または B) 少なくとも 3回 の ASC 基準審査に研修生環境審査員として積極的に参加した。	✓			
4	A) 過去 5年 以内に、動物飼料、食糧安全または環境に関する第三者審査に対して、製造施設の第三者審査または第三者審査を実施した、最低 10日間 の現地審査経験 または B) 少なくとも 2回 の ASC 飼料基準審査に研修技術審査員として積極的に参加した。		✓		
5	過去 5年 以内に、1つ以上の以下のスキームについて、少なくとも 5回 の第三者審査に審査チームメンバーとして参加し、そのうち少なくとも 2回 は一次生産の審査（ASC 養殖場基準社会的審査員の場合）、 2回 は製造施設の審査（ASC 飼料基準社会的審査員の場合、飼料製造施設である必要はなく、どのような製造施設でもよい）： <ul style="list-style-type: none"> • Amfori (Business Social Compliance Initiative - BSCI) • Ethical Trading Initiative (ETI) ベースコード (SEDEX SMETA を含む) • Fair Trade USA • Fairtrade International (FI) • Goodweave (Rugmark) • International Council of Toy Industries (ICTI) - ビジネス慣行規範 • Social Accountability International (SAI) SA 8000 • Worldwide Responsible Apparel Producers (WRAP) - 行動規範 • 社会的基準の完全な審査を含む ASC 審査。 			✓	

資格／能力		必要条件				
6	具体的な審査経験	A) 過去 5年 以内に、最低 10日間 の第三者マネジメントシステム審査の実施経験。 または B) 過去 5年間 に最低3回のマネジメントシステム審査を実施した。				✓
7	審査員の資格／トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISO 19011の原則に基づく、最低 37時間の主任審査員トレーニングコースを修了していること。 ○ 修了証には、コースの内容および期間が明記されなければならない。 ○ 合格が修了証に記載されていないなければならない。 ○ 主任審査員トレーニングコースは、以下を網羅するものとする： <ul style="list-style-type: none"> ● 品質審査に関する適用基準 ● 審査技術 ● 審査の焦点（心理的側面とコミュニケーション） ● 報告 ● 実践的なケーススタディ。 ○ 認められる認証には以下のものが含まれる： <ul style="list-style-type: none"> ● ISO 9001 ● ISO 14001 ● ISO 22000 ● BRC グローバル基準主任審査員。 	✓	✓		✓
8	属性	ISO 19011の4項、7.2.2項、7.2.3.2.a項に記載されている属性を有すること。	✓	✓	✓	✓

資格／能力		必要条件				
9	制度別トレーニング	以下の課程を修了すること： <ul style="list-style-type: none"> ASC の CAR 用オンライントレーニング。 該当する ASC 審査員トレーニングコース。 ASC が指定する期限内に、新しい要求事項に対する ASC 更新トレーニングを完了すること。 	✓	✓	✓	✓
10	立会審査要件（オンボーディング）	少なくとも 1 回 の適切な ASC 養殖場基準審査を完了し、審査機関の有資格の ASC 環境審査員が立ち会って承認した。	✓			
11		少なくとも 1 回 の ASC 飼料基準審査を完了し、審査機関の有資格の ASC 技術審査員が立ち会って承認した		✓		
12		ASC の社会的基準に照らして少なくとも 1 回 の適切な審査を完了し、審査機関の有資格の ASC 社会的審査員が立ち会って承認した。				✓
13	語学力	審査を受ける UoC の主要な現地語について、実務的な語学力を有すること。これには、この言語で使用される専門用語の知識も含まれるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> そうでない場合、審査チームは独立した通訳を同行させなければならない。 	✓	✓	✓	✓
14	能力維持のための立会審査	少なくとも 4 年 に一度審査員の能力を検証し審査員の承認を維持するために、必要な能力を有する審査機関の ASC 審査員による審査員の立ち会いを確実にを行う有効な手順を審査機関は備えていなければならない。	✓	✓	✓	✓
15	能力維持のための最低審査回数	環境基準に対する ASC 養殖場スタンダードの審査を 2 年以内に 2 回 以上実施。	✓			
16		2 年 以内に少なくとも 1 回 、技術基準に照らした ASC 飼料基準の審査を受ける。		✓		
17		ASC の社会的基準またはその他の業界で認められた社会的基準に照らした審査を、 2 年 以内に少なくとも 2 回 実施。				✓





資格／能力	必要条件					
18	審査員のローテーション	審査機関は、同一の審査員を、連続して 6 暦年 を超えて UoC の審査に任命してはならない。	✓	✓	✓	✓

表 4.2 : 主任審査員の能力要件




各審査について、審査機関は、要求される能力を有する審査員に主任審査員の役割を割り当てなければならない。主任審査員は、指定された審査に責任を負うとともに、審査員、技術専門家、通訳を管理する。

資格／能力	要件：
1 審査員の資格／トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISO 19011 の原則に基づく、最低 37 時間の主任審査員トレーニングコースを修了していること。 ○ 修了証には、コースの内容および期間が明記されなければならない。 ○ 合格が修了証に記載されていないなければならない。 ○ 主任審査員トレーニングコースは、以下を網羅するものとする： <ul style="list-style-type: none"> ● 審査技術 ● 審査の焦点（心理的側面とコミュニケーション） ● 報告 ● 実践的なケーススタディ。 ○ 認められる認証には以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない： <ul style="list-style-type: none"> ● ISO 9001 ● ISO 14001 ● ISO 22000 ● BRC グローバル基準主任審査員。
2 具体的な審査経験	<p>以下の能力を証明する審査経験：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査を計画し、個々の審査チームメンバーの特定の能力に従って審査タスクを割り当てる。 ○ 審査チームメンバー間の協力関係を構築し、維持する。 ○ 以下を含む審査プロセスを管理する： <ul style="list-style-type: none"> ● 審査中のリソースの有効活用 ● 審査目的の達成 ● 審査チームメンバー、技術専門家、通訳への指示 ● 審査結果の調整と照合 ● 必要に応じて、審査中に起こりうる対立や問題の予防・解決 ● 依頼者とのコミュニケーションで審査チームを代表 ● 審査チームと協力し、審査報告書を作成。

表 4.3 : 技術審査員の能力要件

注：能力は、すべての要件が集合的に満たされていれば、一人だけではなく、チーム全体で得ることができる。

 Environmental  Technical  Social

資格／能力	要件：				
1	<p>公的資格／業界経験</p>	<p>1A) 養殖科学または環境科学に関連する学科で取得した少なくとも高校卒業以上の学位、または同等の学位（最低受講期間は 2年）、かつ</p> <p>1B) 養殖事業における少なくとも 2年間の実務経験。</p> <p><u>または</u></p> <p>2A) 養殖科学または環境科学における 3年以上の実務経験、かつ</p> <p>2B) 第三者養殖認証スキームに対する 1年の審査経験。</p>	✓		
2		<p>A) 飼料工場／製粉／動物栄養学に関連する学科で取得した、少なくとも高校卒業以上の学位、または同等の学位（最低受講期間 2年）。さらに</p> <p>1B) 生産・製造環境における飼料・動物栄養関連の実務経験が 2年以上あること。</p> <p><u>または</u></p> <p>2A) 飼料工場での実務経験、または生産・製造現場での技術的生産管理マネージャとしての実務経験が 3年以上あること。そして</p> <p>2B) 第三者の飼料生産認証スキームに対する 1年間の審査経験。</p>		✓	



資格／能力	要件：			
3	<p>A) 過去 5年以内に、環境基準または養殖基準のいずれかに照らして、養殖業組織の第三者審査、または第三者審査を実施した、最低 10日間の現地審査経験</p> <p><u>または</u></p> <p>B) 少なくとも 3回の ASC 基準審査に研修生環境審査員として積極的に参加した。</p> <p><u>または</u></p> <p>C) ASC 養殖場基準（または以前の ASC 魚種基準）の技術審査を少なくとも 20回実施したことがある。</p>	✓		
具体的な経験	<p>A) 過去 5年以内に、動物飼料、食糧安全、または環境に関する第三者認証審査に対して、製造施設の第三者審査または第三者審査を実施した 10日以上の現地審査経験。</p> <p><u>または</u></p> <p>B) 少なくとも 2回の ASC 飼料基準審査に研修技術審査員として積極的に参加した。</p> <p><u>または</u></p> <p>C) ASC 飼料基準または環境基準を含む他の動物飼料制度の技術審査を、少なくとも 5回実施したことがある。</p>		✓	
4				



資格／能力	要件：			
5 具体的な経験	<p>A) 過去 5年以内に、1つ以上の以下のスキームについて、少なくとも 5回の第三者審査に審査チームメンバーとして参加し、そのうち少なくとも 2回は一次生産の審査（ASC 養殖場基準社会審査員の場合）、2回は製造施設の審査（ASC 飼料基準社会審査員の場合、これは飼料製造施設である必要はなく、どのような製造施設でもよい）：</p> <ul style="list-style-type: none"> • Amfori (Business Social Compliance Initiative – BSCI) • Ethical Trading Initiative (ETI) ベースコード (SEDEX SMETA を含む) • Fair Trade USA • Fairtrade International (FI) • Goodweave (Rugmark) • International Council of Toy Industries (ICTI) – ビジネス慣行規範 • Social Accountability International (SAI) SA 8000 • Worldwide Responsible Apparel Producers (WRAP) – 行動規範 • 社会的基準の完全な審査を含む ASC 審査。 <p><u>または</u></p> <p>B) ASC の標準的な社会的基準、または社会的基準を含む他のスキームのいずれかについて、少なくとも 20回の技術審査を実施したことがある。</p>			✓
6 制度別トレーニング	<p>以下の課程を修了すること：</p> <ul style="list-style-type: none"> • ASC の CAR 用オンライントレーニング。 • 該当する ASC 審査員トレーニングコース。 • ASC が指定する期限内に、新しい要求事項に対する ASC 更新トレーニングを完了すること。 	✓	✓	✓

表 4.4 : 審査機関制度マネージャーの能力要件

資格／能力	要件：
1 制度別トレーニング	以下の課程を修了すること： <ul style="list-style-type: none">• ASC の GAR 用オンライントレーニング。• 該当する ASC 審査員トレーニングコース。• ASC が指定する期限内に、新しい要求事項に対する ASC 更新トレーニングを完了すること。

別紙 5 – 認証契約

認証契約（以下「契約」という）には、本別紙に概説される条件が含まれるものとする。依頼者が複数のサイトを持つ場合、本契約は UoC 内のすべてのサイトを対象とするものとする。

一般規定

依頼者は以下の事項に同意するものとする：

- 1) 適用される ASC の要求事項に適合性を持つこと。
- 2) ASC が新規または改訂された要求事項を導入する場合、ASC 要求事項への適合性を確実にするために必要な変更を実施すること。
- 3) ASC CAR に概説されている通り、認証の移譲、審査の終了および取消、認証の停止および取下げを含む認証の取り扱い実務に関する審査機関の指示に従うこと。
- 4) 審査機関が抜き打ち審査を実施する可能性と、ASC CAR に従って抜き打ち審査が受け入れられなかった場合の適切な結果を受け入れること。

審査機関の通知と期限

依頼者は以下の事項に同意するものとする：

- 5) 審査機関と依頼者が満たすべき報告期限を含む、ASC 養殖場および飼料 CAR の別紙 3 に従った ASC 認証期限の概要を受け入れること。
- 6) 関連する基準⁴⁷に規定された ASC 基準の報告スケジュールを遵守すること。
- 7) 認証範囲に影響を及ぼし、審査機関の監督を必要とする可能性のある UoC の変更があった場合、**14 日**以内に審査機関に通知する効果的なプロセスを導入する。これには以下が含まれる：
 - A) |養殖場| 魚種の変更または追加。
 - B) |養殖場| サイトの境界の拡張または縮小。
 - C) |養殖場| 生産地と非生産地の移転。
 - D) |養殖場| UoC 内のサイト数の変更。

⁴⁷例：ASC 養殖場基準に従った脱走とサケジラミのレベル。

- E) **| 養殖場 |** Chain of Custody の開始に影響を与える可能性のある変更。
 - F) **| 養殖場 |** エビ養殖におけるあらゆる抗生物質の投与、または対象となるあらゆる魚種に対し、世界保健機関（WHO）が定めるヒト医療に極めて重要な抗菌薬を使用すること。
 - G) **| 飼料 |** 稼働中の生産モデルへの追加や変更。
 - H) **| 飼料 |** 分離生産モデルにおける新たな製品の追加。認証の更新を容易にするための明確な飼料名を含む。
 - I) **| 飼料 |** 施設に重大な新たなリスクをもたらす新製品の追加⁴⁸。
 - J) **| 飼料 |** UoC 内のサイト数の変更（複数サイトの依頼者の場合）。
- 8) 以下の発生から **14 日** 以内に、審査機関に通知する効果的なプロセスを導入する：
- A) 致命的な労働災害。
 - B) 法的機関により確認された、法律、環境または社会的コンプライアンス違反。
 - C) **| 飼料 |** 不正な原料配合による ASC 製品の不適合のリコール⁴⁹。

審査の告知

本契約には、以下の事項が含まれるものとする：

- 9) 審査予定日の少なくとも **42 日** 前までに、審査機関が予定された審査日を ASC のウェブサイト上で公表できるように、審査機関と協力し審査日程を承認することに同意する。
- 10) 提案された審査チームメンバーに関する懸念を審査機関に提起する権利を有する。

審査機関審査

依頼者は以下の事項に同意するものとする：

- 11) ASC 審査の実施に必要なすべての手配を行う：
 - A) 第三者に対して負っている既存の守秘義務および非開示義務に違反しない範囲で、以下を含むがこれに限定されない要求された情報を提供すること：

⁴⁸例：非養殖飼料の追加。

⁴⁹例：非許可物質の使用、分離生産モデルのもとで生産される ASC 製品への非適格または非許可原料の使用、またはマスバランス生産モデルのもとで生産される製品への非許可原料の使用。

- 文書、記録、データ
- 不適合報告書および是正処置を含む、第三者による最新の社会審査報告書。
- 利害関係者の連絡先

12) UoC の関連する上級マネジメントが ASC 審査の初回会議と最終会議の両方に出席すること。

13) 関連する機器、場所、施設、エリア、人員、依頼者の下請け業者への無制限のアクセスを審査員に提供する。

14) 生産エリアの検証のために、ASC の GIS 提出手順で指定されたフォーマットの GIS ポリゴンデータを審査機関に提供する。

15) 審査機関が審査の一環として遠隔で証拠を収集・評価することを許可し、機密性、セキュリティ、データ保護に関する適用される法的要件を審査機関に通知し、情報通信技術（ICT）の使用を許可する。

ASC ライセンス契約

16) **|養殖場|** 依頼者は、ASC のラベル、主張、その他の商標の使用を希望する場合、ASC ライセンス契約⁵⁰を締結し、遵守するものとする。

17) **|飼料|** 認証後、依頼者は ASC ライセンス契約を締結し、遵守するものとする⁵⁰。

審査の終了

依頼者は以下に同意するものとする：

18) ASC の審査機関審査において、以下の場合、審査機関は審査プロセスを終了する：

A) 審査チームのメンバーに賄賂を贈ろうとする場合。

B) 審査チームのメンバーが脅迫されている場合。

ASC と ASC の認定機関

依頼者との契約には以下が含まれるものとする：

⁵⁰詳細はラベルを参照するか licensing@asc-aqua.org まで連絡すること。無断でのラベル表示または商標の使用は禁止されており、商標の侵害として扱われる。

- 19) ASC および ASC の認定機関は、ASC の審査を監視する権利を有する。
- 20) ASC および ASC の認定機関は、依頼者のサイトおよび認証範囲内の関連施設を訪問する権利を有する。これには、ASC の要求事項への適合性を確認するための依頼者への事前通告なしの訪問が含まれる。
- 21) ASC の認定機関は、審査機関および依頼者が ASC の要求事項に適合性を有していることを監視する目的で、抜き打ち審査を含む依頼者の UoC の審査を実施する権利を有するものとする。
- 22) ASC および ASC の認定機関は、ASC に極秘に提出された商業上の機微情報を含む、審査証拠、審査結果、および審査報告書を含む全ての審査成果物に完全にアクセスできるものとする。
- 23) ASC および ASC の認定機関は、関連設備、場所、施設、エリア、人員、トレーサビリティ（追跡可能性）記録、および関連する場合は依頼者の下請業者への無制限のアクセスを有するものとする。
- 24) ASC は、更新された ASC の要求事項を公表する権利を保持し、認証は、ASC が定める期限内に新しい ASC 要件または改訂された ASC の要求事項に適合性を持つことを条件とする。

データの提出

依頼者は以下の事項に同意するものとする：

- 25) ASC のデータ提出手順に従い、ASC に要求されたデータを提供する。
- 26) ASC に秘密裏に提出された秘密情報および商業上機微な情報を除き、透明性を目的として、ASC が認証プロセスから収集されたデータおよび情報を処理し公表することを許可する。

サンプリングと試験

依頼者との契約には以下が含まれるものとする：

- 27) ASC またはその指定代理人、ASC の認定機関および審査機関は、UoC が該当する ASC 基準に適合性を有していることを確認するために、水産物、飼料、飼料原料、またはその他の物質のサンプルを採取する権利を有するものとする。
- 28) このサンプリングは、ASC のサンプリングおよび試験手順に従って実施されるものとし、事前の通告なしにいつでも実施することができる。
- 29) 依頼者は、現場で利用可能な機器およびサンプル採取のためのスタッフを支援するものとする。
- 30) 試験は、ASC が認定する検査機関で行わなければならない、以下の点に留意すること：

- A) 審査機関が収集したサンプルの試験に要した費用は、依頼者に請求されるものとする。
- B) ASC が依頼したサンプルの試験結果によって依頼者の適合性が確認された場合、その費用は ASC に請求される場合がある。

31) 試験結果が不適合を示す場合：

- A) 依頼者は、最初の試験で問題となったパラメータに限り、同じ検査機関において、同じサンプルの材料の再試験を依頼することができる。
- B) 2 回目の試験結果が 1 回目の試験結果と矛盾する場合、同じサンプルの残りの材料は、別の ASC 認定検査機関で同じパラメータについて再度試験されなければならない。
- C) すべての当事者は、第 3 回（最終）試験の結果を受け入れるものとする。

32) サンプリング中に収集された特定の検査結果およびその他の情報は、機密情報として保持され、必要な場合にのみ、審査機関、ASC、または ASC の認定機関と共有される。

33) サンプル試験の集計結果は ASC のサプライヤーモニタリングツールデータベースにアップロードすることができる。